

DISCLOSURE

2026

「食」と「農」を未来へつなぎ、豊かなくらしと心を育み、
夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します。



JAみやぎ仙南のコンセプト (基本理念)

「食」と「農」を未来へつなぎ、
豊かなくらしと心を育み、
夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します。

《JAみやぎ仙南のスローガン》
かたちにしよう、みんなの夢を
～Create Your Future～

存 在 意 義

農業を通じて、生命・環境・文化を守ります

経 営 姿 勢

～組合員に対しての経営のあり方～

夢と活力ある地域農業の振興につとめます

～社会(地域住民・生活者)に対しての経営のあり方～

安全・安心な「食」とどけ、豊かで美しい社会をつくれます

行 動 指 針

組合員に対しての行動指針

熱意をもって、よりよいサービスを行います

～職員同志の行動指針～

**自ら変化を起こし、チャレンジ精神を
もって行動します**

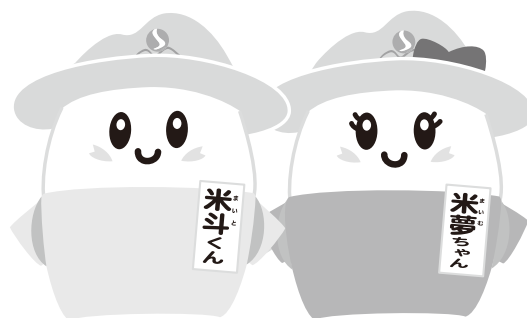
～社会(地域住民・生活者)に対しての行動指針～

未来をみつめ、多様に行動します



目次

経営方針	2
事業の概況	6
地域貢献情報	14
リスク管理の状況	16
自己資本の状況	24
主な事業の内容	25
Ⅰ 決算の状況	38
Ⅱ 損益の状況	60
Ⅲ 事業の概況	63
Ⅳ 経営諸指標	76
Ⅴ 自己資本の充実の状況	77
当JAの概要	94
法定開示項目掲載ページ一覧	101



JAみやぎ仙南キャラクター

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づき、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）です。

＜ ごあいさつ ＞

日頃、皆様には当JAの事業運営に特段のご支援とご協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

本年も、当JAの経営内容などについて公開し、組合員、利用者の皆様が安心してご利用頂けるよう、ディスクロージャー誌2026を作成いたしました。本誌を通じて当JAに対するご理解を一層深めていただけたら幸いです。

令和7年度は『第8次中期経営計画』の最終年度として、基本理念に掲げる【「食」と「農」を未来へつなぎ、豊かなくらしと心を育み、夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します。】の実現に向け、4つのプランと実践項目に則り、取り組みを行ってまいりました。令和8年度は新たな『第9次中期経営計画』のもと、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を柱に、さらなるJA自己改革を邁進してまいります。これからも地域になくてはならないJAみやぎ仙南であり続けるよう、皆様のより一層の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



令和8年7月

みやぎ仙南農業協同組合

代表理事組合長 渡 邊 俊 博

＜ プロフィール ＞

みやぎ仙南農業協同組合（JAみやぎ仙南）

設 立 日 平成10年4月1日

本店所在地 宮城県柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3

支 店 数 9支店

組 合 員 数 26,341人（正組合員14,314人、准組合員12,027人）

役 職 員 数 理事21人、監事4人、職員282人

出 資 金	35億 8百万円	長期共済保有高	4,761億11百万円
総 資 産	1,367億29百万円	購 買 品 供 給 高	59億83百万円
貯 金 残 高	1,244億 2百万円	販 売 品 販 売 高	99億79百万円
貸 出 金 残 高	419億 2百万円	自 己 資 本 比 率	12.29%

（令和8年3月末現在）

経営方針

◆ 第9次中期経営計画（令和8年度～令和10年度）

3つの経営ビジョンと取組内容

I. 持続可能な農業経営をトータルサポートするJAみやぎ仙南

持続可能な農業経営をトータルサポートするため、次のことに取り組みます。

- 地域の特性を活かした地区営農ビジョンの策定・実践を通じ、持続可能な農業・地域共生の未来づくりを進めます。
- 担い手ニーズが多様化高度化する中で、農業法人をはじめとする担い手経営体への訪問活動によりニーズへの対応強化を図ります。
- 水稻直播栽培の普及、バラ集荷・調整作業の支援、子牛の適正出荷促進、担い手直送大型規格農薬の普及、低コスト農機等の普及を通じて、省力化・コスト低減を提案します。
- 農業経営の安定化に向けた複数年買取契約や耐暑性品種導入、優良肥育素牛の導入と育成を通じた有利販売を進めます。
- めぐみ野商品への理解醸成を図り産消提携活動の推進を行います。
- 担い手経営体のニーズに応じた農業融資相談機能の発揮を図ります。

II. 各世代の多様な組合員が協同し、地域を豊かにするJAみやぎ仙南

各世代の多様な組合員が協同し、地域を豊かにするため、次のことに取り組みます。

- くらしを基軸とした活動による相談・提案活動やデジタル活用により、世代を問わず組合員・利用者のニーズに応えます。
- ライフプランや多様な資産ニーズに即した金融商品を提案します。
- 3Q活動により、ライフスタイルに合わせたひと・いえ・くるま・農業の総合保障、複数共済商品の提案活動を実践します。
- 葬祭事業のサービス力を強化し、管内シェア向上を図ります。
- 利用者の満足度を高める質の高い介護サービスを提案します。
- 車のトータルサポート充実を図り、安全安心カーライフを提供します。

Ⅲ．健全な経営基盤を堅持し、長期的に成長するＪＡみやぎ仙南

健全な経営基盤を堅持し、長期的に成長するため、次のことに取り組みます。

- 組合員ニーズへの対応力強化に向け、総合事業として相続相談業務体制を構築します。
- 組合員・利用者から信頼される組織・業務運営の確立に向け、内部統制の構築・運用と、更なるコンプライアンス態勢強化に取り組みます。
- 人材育成人づくり基本方針に基づき、ＪＡ事業運営・協同組合運動を支える人材の確保・育成を図ります。
- 組合員の意思反映と対話運動に取り組むとともに、支店協同活動や各種イベントを通じて関係づくりに取り組み、組織基盤の強化を図ります。
- ＪＡみやぎ仙南の広報戦略を策定して、戦略的な情報発信に取り組み、農業とＪＡの理解醸成を図ります。

◆経営管理体制

当ＪＡは、事業利用を目的とした農業者等により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、地区毎の正組合員代表者により推薦された者を候補者として提示し、総代会において選出しています。令和８年６月には役員の任期満了に伴う改選が行われ、引き続き女性役員の登用を行い、女性の声を反映する仕組みを構築しております。

さらに、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

◆ J Aみやぎ仙南自己改革工程表

1. 自己改革実践サイクルへの取り組み

令和3年6月に閣議決定された規制改革実施計画等や、第29回J A全国大会決議をふまえ、全国のJ Aにおいて、令和4年度より自己改革実践サイクルに取り組んでいます。

自己改革実践サイクルでは、①自己改革を実践するための具体的な方針、②中長期の収支シミュレーションをふまえた経営基盤の確立・強化の取り組み、③組合員の意思反映及び事業利用の方針の3つを盛り込んだ自己改革工程表等をそれぞれの総代会で決定しています。

2. 「J Aみやぎ仙南自己改革工程表」の位置づけ

「J Aみやぎ仙南自己改革工程表」では、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「経営基盤の確立・強化」に関する具体策の策定・実践に取り組んでいます。

中期経営計画とも強く関連させており、基本理念やビジョンを実現させるための戦略として重要な位置づけをしております。

3. 「J Aみやぎ仙南自己改革工程表」(抜粋)

【自己改革を実践するための具体的な方針】

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するため、当J Aでは組合員目線で必要な取り組みについて、「売上増加・コスト低減」に分類し目標の設定・実践に取り組んでいます。また、「地域の活性化」に向けては、各種イベント等を開催し「農業振興の応援団」の拡充に取り組んでいます。取り組み項目は以下のとおりです。

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた活動

- 水稻直播（乾田、湛水）栽培の普及拡大
- 地域営農ビジョンによる園芸作物面積の拡大
- みやぎ仙南の仙台牛ブランドの確立
- 担い手直送大型規格農薬の普及拡大

「地域の活性化」に向けた活動

- 7地区支店協同活動
- くらしの活動
- 女性部・青年部食農教育活動

【自己改革の実践に向けた組合員の意思反映と「農業振興の応援団」について】

自己改革工程表では、訪問活動を通じた組合員との対話、各種生産部会や組合員との対話、協議の際にいただいた要望など、基本目標を達成するために取り組むべき項目として位置付けています。また、准組合員加入時アンケートや准組合員モニター制度、各種利用者アンケートの際にいただいている「地域の活性化や地域農業を応援したい」という准組合員の思いについては、「地域や地域農業の振興を後押しする存在（農業振興の応援団）」として認識しています。今後も、正・准組合員の利用状況を把握した上で、基本目標の実現に向け、正・准組合員が一体となったJ A運営を行いながら地域になくてはならないJ Aであり続けるため、不断の自己改革に取り組んでまいります。

【自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて】

令和7年度末におけるJAみやぎ仙南の販売品販売高は、前年度実績89億14百万円に対し99億79百万円となりました。

当JAでは独自にシミュレーションを実施しており、現状のまま事業改革を進めなかった場合の今後5年間の成行きについてシミュレーションでは、事業利益の減少が懸念される結果となっております。これまで行ってきた自己改革は事業成果への貢献はあったものの、事業利益減少の要因は依然としてJA全体の収支構造にあり、事業総利益の減少ペースが事業管理費の減少ペースを上回る見通しとなっています。

この状況を改善するため、全ての事業において事業利益の維持・拡大に向けた取り組みを進める必要があります。当JAでは、健全で持続性のある経営を確保するため、経営基盤強化に向け一層の費用削減と収益構造の改善に取り組んでまいります。

重点目標			成果指標・目標値		
農業者の所得増大・農業生産の拡大					
水稲直播（乾田、湛水）栽培の普及拡大			令和8年度	令和9年度	令和10年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など		想定：コスト低減効果	目標	目標	目標
令和7年度実績	栽培面積100ha	10aあたり 17,000円	120ha	140ha	160ha
地域営農ビジョンによる園芸作物面積の拡大			令和8年度	令和9年度	令和10年度
対象者：中核的担い手や多様な担い手など		想定：売上増進効果	目標	目標	目標
令和7年度実績	主要11品目作付面積225ha	10aあたり 300千円	225ha	227ha	230ha
みやぎ仙南の仙台牛ブランドの確立			令和8年度	令和9年度	令和10年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など		想定：売上増進効果	目標	目標	目標
令和7年度実績	仙台牛格付率75%	筋肉1kgあたり 300円	73%	74%	75%
担い手直送大型規格農産物の普及拡大			令和8年度	令和9年度	令和10年度
対象者：担い手や農業法人など		想定：コスト低減効果	目標	目標	目標
令和7年度実績	除草剤面積換算680ha	10aあたり 500円～900円	700ha	735ha	780ha
地域の活性化			令和8年度	令和9年度	令和10年度
農業振興の応援団の拡大			目標	目標	目標
令和7年度実績	2,640人		2,000人	2,000人	2,000人

自己改革を含む事業活動への取り組みの様子は、
「第8次中期経営計画 令和7年度の取り組み状況について」でも
ご紹介させていただいております。

JAみやぎ仙南ホームページでも公開中
<https://www.ja-miyagisennan.jp>



Check !



事業の概況(令和7年度)

当該事業年度における日本経済は一部に弱めの動きがありながらも緩やかな回復が続いた一方、農業分野では世界的な物価上昇や燃料価格の高騰等の影響から資材の高止まりが続き、農家経営に大きな負担となりました。

こうした中、当JAでは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けて、第8次中期経営計画に基づき取り組みを進めてまいりました。

主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

営農経済部門

第8次中期経営計画の最終年度として着実な実践と、担い手・農業法人等に対する営農相談活動に取り組みました。

特に、生産資材高騰対策として、国、県が実施する「配合飼料価格高騰対策支援事業」「施設園芸燃料価格高騰対策事業」「園芸用出荷資材価格高騰対策事業」「畜産牧草生産緊急支援事業」の申請支援や、水稻の直播栽培の普及拡大によるコスト削減の支援に取り組みました。また、令和7年産の米価高騰による集荷対策として、担い手を中心とした複数年買取米契約（営農継続可能な契約栽培）の新設や自己搬入への助成、フレコン出荷場所の増設に取り組みました。

さらに、くらしに寄り添う地域に根ざした事業とサービスの提供に努めました。

営農経済事業収支改善を目的として「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の2年目に取り組み、“仕掛ける営農”による成長戦略と、事業管理・収支設計・運営の見直しによる効率化戦略を実践しました。

〈米穀課〉

フレコン出荷への推進拡大や直播栽培など、生産のコスト低減に取り組みました。また、複数年買取米契約（営農継続可能な契約栽培）に取り組み、農業経営安定化に努めました。

〈園芸課〉

「玉ねぎ」「サツマイモ」等の機械化一貫体系を進め、作業効率の向上、並びに販売に関わるサプライチェーンを構築し有利販売や、園芸用ハウスリース事業等を活用し、園芸重点品目作物等の生産面積拡大に努めました。

〈畜産課〉

仙台牛格付率向上に向けた共進会及び勉強会の開催や、畜産クラスター事業の更新加速化事業及び補完事業を活用し、優良繁殖雌牛の導入保留を推進し管内繁殖雌牛の更新に取り組みました。

〈加工販売課〉

みやぎ生協にて「大めぐみ野市」「めぐみ野学習・産地見学」等を開催し、産直ブランド「めぐみ野商品（鶏卵、豚肉）」の活動強化や、家畜保健所・衛生研究所や管内市町との連携により、鳥インフルエンザや豚熱伝染病等の対策や検査を行い、持続可能な生産体制に取り組みました。

〈生産資材課〉

春資材予約注文書において、水稻用除草剤の大型規格農薬（メーカー直送品を含む）等の品揃えを拡充し、10アール当たりの生産資材コスト低減に取り組みました。また、E－SHOPにおいて春資材予約キャンペーンを展開し、利便性向上に努めました。

〈農業機械課〉

農業機械展示会（農業支援フェスタ2025）を通じて低コストコンバインの供給やスマート農機の普及拡大や、田植機、コンバインの使用前後整備点検を呼び掛け故障リスク低減に努めました。

〈葬祭課〉

多様化する葬儀ニーズに対応するため、故人様の遺志を^{しの}偲び、ご遺族様の意向に寄り添うサービスの提供や、人形お預り会や供養祭を通して、地域に密着したイベントを開催し、JA葬祭の認知度向上に努めました。

〈生活福祉課〉

地域包括支援センター等の関係機関と連携し、利用者が安心して生活できるよう支援を行いました。また、利用者の生活環境やご要望に応じた福祉用具を提案し、在宅生活の継続を支援しました。

〈自動車課〉

継続的に利用いただいている車検取引を受注に結び付けるとともに、新規車検獲得に向けて、組合員や取引先等への営業活動に取り組みました。

金融共済部門

〈金融課・融資課〉

純新規利用者の獲得強化・既存利用者との取引深化を目指して利用者基盤の維持・拡大を図り「組合員・利用者との中長期的な繋がりづくり」に取り組みました。

農業融資については、営農関係部署と情報共有を行い、農業者等への継続的な訪問活動を通して、個別ニーズに応じた資金の情報提供と相談機能の強化に取り組みました。また、TAC担当との連携により、法人先へ経営課題等を提案するコンサルティングの対応や、農業近代化資金、利子補給対応資金の提案に努めました。

こうした結果、農業融資新規実行額は、4.93億円（目標達成率109.6％）となりました。

〈共済課・普及課〉

LA・スマイルサポーターによる3Q活動を基軸に、組合員・利用者一人ひとりに寄り添った活動による「安心」と「満足」の提供に向け実践しました。

併せて、あらゆるリスクに備えるため「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障提案活動・はじまる活動を継続的に展開し、生活保障基盤の維持・拡大に取り組みました。

管理部門

〈地域活性化〉

各組織と連携した参加型イベントの開催や女性部・青年部活動、女性大学の開催や出張講座、体験・学習イベント等を通じて、地域農業の支援者である「農業振興の応援団」の拡大とゆたかな地域づくりに取り組みました。

〈経営強化〉

収支適正管理による財務体質の健全化に取り組みました。また、コンプライアンス強化に向けて、月次で事務所内点検をはじめとする各種点検を実施し、内部管理態勢の厳格化に取り組みました。

〈組織強化〉

J Aへの理解促進とメンバーシップの強化を目的に組合員との対話や事業評価調査（アセスメント）、各種アンケートに取り組みました。また、人材の育成と確保に向け、人材育成基本方針の見直しを行い、新たに人材育成ひとづくり基本方針、正職員の中途採用要領を制定しました。

組合員の皆様や地域の活性化に向けてお役に立てるよう事業活動に取り組んできた結果、令和7年度事業活動の成果として、事業利益1億59百万円、当期剰余金1億51百万円を計上することができました。

これもひとえに組合員の皆様のJ A事業に対するご理解とご協力の賜ものであり深く感謝申し上げます。ここに令和7年度の事業概況を報告いたします。

第8次中期経営計画 2023-2025

令和7年度の取り組み状況について

I. 農業振興プラン

「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」に向け、農業と食の大切さを追
求し、農業者と共に地域の農業振興に貢献するためのプラン。



取り組み結果

① 地区営農ビジョンの策定と実践による地域農業の振興

地区営農ビジョンは、管内の市・町の農業振興ビジョンを考察し実効性のある「地
域営農ビジョン」として7地区毎に作成しました。一例として、柴田地区では、町で推
奨している高収益作物「キャベツ」を推進し、新たに地域の担い手生産者によって
試験的に作付けを開始した結果、作付面積は3.5aとなりました。今後は、みやぎ生
協など販路を拡大していく予定です。



② 地域農業の多様な担い手の確保・育成・支援

農業経営管理支援事業における年間記帳代行では、担い手農家を中心に62経営体の経
営管理サポートを行い、所得向上の支援に努めました。担い手経営体への個別訪問では、複数
年買取米契約(営農継続可能な契約栽培)や水稻湛水直播種の作付に関するご提案、JA事
業のご案内など合計2,132件訪問させていただきました。

このほか、6月・7月に「担い手農家農業資材講習会」、11月に「JA みやぎ仙南農業法人研
修会」を開催し、スマート農業に関する情報提供など、参加者の理解促進を図りました。

農業融資専任担当を中心に、支店担当と連携しながら法人先を含めた継続的な訪問活動
を行い、個別ニーズに応じた資金の情報提供並びに相談機能の強化に努めました。



▲担い手農家農業資材講習会の様子



▲JAみやぎ仙南農業法人研修会の様子

③ マーケットインに基づく農畜産物の生産振興

実需と結びついた買取米について、戦略的買取販売として米の集荷対策に取り組みました。

令和7年度より新たな米の集荷対策として全農みやぎと連携した複数年買取米契約(営農
継続可能な契約栽培)について、取り組みの結果、契約数量42,198袋となりました。

このほか、水田を主食用米の生産以外に活用する目的で戦略作物に位置づけら
れている飼料用米にも積極的に作付誘導を行い、作付面積は284haとなりました。



令和7年度の取り組み状況について

取り組み結果

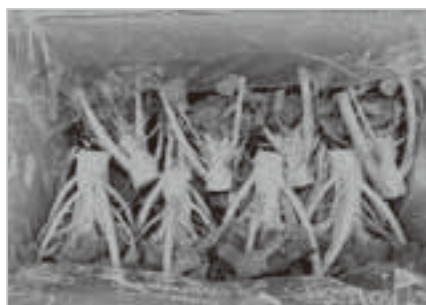
③マーケットインに基づく農畜産物の生産振興 つづき

園芸作物の販売面では、市場価格が安定したものの、全農みやぎとの生産販売マッチング事業の要件が見直され、作付面積の確保には課題が残る結果となりました。こうした中、当JAではパイプハウスリース事業を通じてトマト栽培の新規導入に努めたほか、ブロッコリーやイチゴなどの主要11品目について積極的な作付推進を行いました。

JA管内の仙台牛ブランド確立では、枝肉相場が安定してきたこと、共進会や買参交流への参加により生産者の上物率向上へと繋がり、仙台牛格付率は75%となりました。

また、優良繁殖雌牛導入や保留対策事業をご提案し、年間合計61頭保留となりました。

今後も組合員の皆さまの営農継続と、産地の活力維持に全力で取り組んでまいります。



▲出荷目揃い会(角田地区)

④トータルコスト低減による農業所得の確保

大型規格農薬を掲載した春資材予約注文書の取りまとめにあたり、メーカー直送による超大型規格品目の拡充や戸別配布を実施し、迅速な資材準備のサポートをさせていただきました。

さらに、E-SHOP(Web)にておいても注文書と同一の品目を掲載の上、予約注文キャンペーンをご案内し、除草剤の供給換算面積は2,837haとなりました。

各種農機具の故障リスク低減に向け、整備士が不足する中ではありましたが、利用者へ積極的にお声がけさせていただき、田植機72台、コンバイン118台の点検整備を実施しました。

稲作の受委託増加に伴い、生産経営体の大規模化が進展する中、米の出荷形態は紙袋からフレコンへの移行が進み、令和7年産主食用米は需給の引き締めによる取引価格の高騰を受け、フレコン出荷数量は6,369tとなりました。



Check!

⑤めぐみ野の取り組み拡充による産消提携活動の推進

みやぎ生協とのめぐみ野事業では、夏場の高温対策や冬場の安定供給とした、生産者向けの栽培学習会・研修会を開催し、管理力向上や暑熱対策の強化が図られました。

また、「令和の米騒動」による米の品薄や価格高騰の中でも、産消提携の強みを活かし産地・流通関係者との協力により安定供給を維持することができました。さらに、店舗にておすすめ活動や組合員向け学習会などの交流を通じて、「めぐみ野」の価値を広く伝えることができました。めぐみ野商品取扱総額は2,013百万円(米・野菜・果物・鶏卵・養豚・梅干)となりました。



▲「たまご」学習会の様子

令和7年度の取り組み状況について

Ⅱ. 地域活性化プラン

「地域の活性化」に向け組合員と地域の皆様の多様なニーズに応え、当JAらしいサービスを展開していくためのプラン。

地域の課題解決や持続可能な社会の実現に貢献します。



取り組み結果

①組合員と地域のニーズに応える総合事業の展開

信用事業では、お客様の満足度につながる活動と次世代層へのアプローチに向け、ニーズに合わせた金融商品のご提案や対面によるアフターフォローの強化に努め、さらに、資産形成セミナーやイベントなど積極的に取り組みました。

共済事業では、組合員・利用者に寄り添った「安心」と「満足」の提供に向け、3Q活動に取り組みました。また、はじまる活動(各イベント)や自動車共済お見積りキャンペーンを通じて、次世代層との接点づくりとアプローチの強化に努めました。営農部門と連携し、法人研修会や個別訪問を通じて、「農業リスク」に関する商品説明やフォロー活動に取り組みました。



▲プログラミング教室の様子



▲自動車共済お見積りキャンペーンの様子

介護事業では、体験型健康イベントや体験型福祉用具展示会を開催し、延べ100名の方にご参加いただきました。在宅生活が継続できる福祉用具をご提案させていただき、新しく49名の方にご利用いただいたほか、福祉用具展示会を通じて、地域のケアマネジャーや包括支援センターと更なる連携を図ることができました。

葬祭事業では、家族葬や小規模葬プランに対するオプションをご提案させていただき、多くの方に充実した葬儀を執り行うことができました。法要や相続に関する事後相談対応に向け、6名が専門研修を受講し、各ホールにて月2回事前相談会を開催したほか、イベント開催時に新サービス(遺品整理等)をご案内し、3件ご利用いただきました。

自動車事業では、車両販売時に自動車メンテナンスパックのお声がけをさせていただき、車両購入者の約3割の方にご契約いただきました。このほか、お客様のニーズに合わせたサービスのご提供や、車検の早期予約、季節商品を含めたプラスワンのご提案を広くお伝えさせていただきました。



▲体験型介護教室の様子

令和7年度の取り組み状況について

取り組み結果

②地域の特性を活かした地域活性化活動の展開

体験・学習イベント(女性大学・農業体験・防災・SDGs)などの各種イベントは、地域貢献や次世代育成などを目的に、参加者が楽しみながら学べる機会として多くの方にご参加いただき、JAの取り組みや事業などを紹介する機会ともなりました。また、地区事業本部による支店協同活動についても、地域貢献活動、農業体験、お祭りなどを企画し、地域の活性化に努めました。



▲女性大学OG会



▼農業体験の様子



▼夏野菜まつりin川崎



▲柴田地域活性化委員会主催のいちご狩り



Ⅲ. 経営強化プラン

当JAらしいサービスを提供するために、総合事業体として経営を維持するためのプラン。収支改善やコンプライアンス経営の実践等により経営の強化と安定化を図ります。



取り組み結果

①将来見通しを踏まえた経営計画の策定・見直し

組合員など23名による計画内容の審議・検討をいただき「第9次中期経営計画」を策定しました。実践は令和8年～令和10年の3か年となります。また、精度向上に向け、令和8年度版経営シミュレーションの作成に取り組みしました。

自己資本比率をはじめとする指定基準(JAバンク基本方針等)についても、安全な水準となっており、当JAらしいサービスを継続するための経営基盤確保に取り組みしました。



②不祥事未然防止対策、内部統制の強化による経営の健全性の確保

内部監査や不祥事ゼロ運動の取り組みを実施しておりましたが、残念ながら令和7年度10月に不祥事件が発生してしまいました。不祥事件発生以降、「二度と不祥事件を起こさない」ということを役職員一丸となって考え、再発防止策及び役職員のコンプライアンス意識向上に向け取り組みを進めました。

令和7年度の取り組み状況について

取り組み結果

③激しい環境変化へ適応できる経営体制整備

当JAのファン拡大や農業への理解促進に向け、SNSによる広報ではInstagramを開設以降、440回を超える情報発信を行い、フォロワー数は1,318人となりました。また、地域への情報発信・交流促進・地域活性化に向け、管内の農業者を紹介するなど、地域コミュニティ誌(春号・秋号)の発刊を行いました。更に、非対面サービスによるアプリ等の提案に努めました。

経営体制整備の一つとして、地震災害情報及び安否確認が行える緊急時補助ツールを導入しました。また、インターネットに接続されたデバイスを多様なサイバー攻撃から守るため、多層防御及びソフトウェアのバージョンアップを行い、最新の脅威に対応できるよう努めました。

不稼働資産の活用については、計画に基づき、土地建物の売買や賃貸借契約などの整理を合計5件進め、管理費用の削減のほか、新たな賃貸料により経営基盤強化を図ることができました。



IV. 組織強化プラン

組合員の加入促進や意識醸成、関係性の強化に取り組むとともに、組合員の声を運営に反映させていくためのプラン。また、地域や当JAの魅力を発信することや業務改善を行うことで当JAの価値を高め、組織力を向上させていきます。



取り組み結果

①JAへの理解促進とメンバーシップの強化

准組合員にご加入いただく際、アンケートにご協力をいただき、当JAの基本理念や事業活動などのご理解と、地域農業と地域活性化について応援いただく思いを頂戴いたしました。

また、組合員との積極的な関係構築を目指し、11,841件の個別訪問を実施しました。

令和7年度も事業評価調査(アセスメント)を実施し、課題認識を深めました。同内容については、広報誌れいんぼー2月号やJAみやぎ仙南ホームページに掲載しております。

②協同組合活動・事業活動を担う人材育成と確保

専門的な知識・技術を備えた人材確保に向け、「人材育成ひとづくり基本方針」に基づいた体制を開始し、各部門に必要な資格や研修等について取りまとめ、受講取得計画を全部門において共有、実践しました。今後も、必要な資格、研修の受講など専門人材の育成に向けた取り組みを向上させてまいります。



地域貢献情報

「食」と「農」を未来へつなぎ、豊かなくらしと心を育み、夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します

というコンセプトのもと、地域農業の振興、自然環境保全、安全な食料生産と供給により、安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に貢献する活動を展開しております。

また、JAでは金融・共済機能サービスを提供するだけでなく、地域の協同組合として総合事業を通じて、農業や助け合いを通じた社会貢献にも努めております。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金の残高

組合員をはじめ、利用者の皆様からお預かりしている貯金残高は1,244億02百万円です（図①）。

(2) 貯金の商品

貯金の商品は、当座性貯金（総合・普通・当座等）から定期性貯金（定期貯金・定期積金・財形貯金等）など各種目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。また、各種キャンペーンを展開し、地域の金融機関として事業展開を行っております。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金の残高

組合員をはじめ、利用者の皆様にご利用いただいている貸出残高は419億02百万円です（図②）。

また、地方公共団体、農業関連産業等への貸出により地域経済の発展・向上に貢献しております。

(2) 融資商品

融資の商品として、住宅ローンをはじめマイカーローン、教育ローン等の各種ローンを取り揃えております。

農業関連の経営に必要な資金としては、営農組織や担い手を対象とした、スーパーアグリサポート資金や、農業者を対象としたアグリマイティー資金をご提供しております。

さらに、制度資金等各種取り揃えておりますので、目的に合わせてご利用いただけます。また、農業経営を維持するための資金創設や相談窓口を設置し対応しております。

令和8年3月末現在（単位：百万円）	
<種 別>	<残 高>
普 通 貯 金	81,853
定 期 貯 金	41,682
定 期 積 金	866
合 計	124,402

図①

令和8年3月末現在（単位：百万円）	
<区 分>	<残 高>
組 合 員	34,919
地方公共団体等	6,949
そ の 他	33
合 計	41,902

図②

■ 農業の振興と多面的機能

農業は、単に食料を生産するだけでなく、水田や畑が持つ保水機能による水害防止、多様な生態系の維持など、環境保全にも重要な役割を果たしています。

当ＪＡでは、こうした多面的機能を維持・発展させ、安全・安心で新鮮な食料を提供するとともに、環境問題への取り組みも積極的に進めています。

- ・ 農業用廃プラスチック等の適正処理推進
- ・ ＪＡグループとしての一貫した農畜産物の安全・安心システム（トレーサビリティ）の取り組み
- ・ 環境にやさしい「めぐみ野」米やこだわり米等の生産拡大・推進
- ・ 地域の資源を有効活用した循環型農業の提案
- ・ 農業生産工程管理（ＧＡＰ）の推進

■ 地域との交流と次世代への食育の取り組み

当ＪＡでは、地域を元気にする活動「地域活性化活動」にも力を入れており、７地区事業本部を拠点に、夏祭り、親子農業体験、地域清掃活動、交通安全運動などを企画し、組合員をはじめ地域のみなさまにとってのＪＡが地域の拠り所となるような取り組みを実践しております。

- ・ 地域活性化活動を通じたＪＡのファンづくり
- ・ 各種イベントを通じた交流活動
- ・ 小学校等での農業体験活動の実施
- ・ ＪＡ広報誌（名称：れいんぼー）、コミュニティー誌、支店だよりの発行による情報の提供
- ・ 各種ＳＮＳを活用した情報の提供
- ・ 少年野球大会
- ・ 防犯ブザーの寄贈
- ・ 農業関連誌の寄贈

ＪＡ女性部・青年部による食農教育への取り組みとして、子供たちに作物を育てる楽しさ、働くことの楽しさを知ってもらおうと、地元の小学校の児童に、農作物の定植から生育の状況観察、収穫までの指導を行い、様々な農業体験を通じて食と農の重要性について理解を深めてもらう活動を展開しております。



さつまいもの植え方を教えている様子▲
【子どもたちと角田地区女性部】



【子どもたちと柴田地区青年部】
バケツ稲の栽培を教えている様子▲

リスク管理の状況

◆ リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。

当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク」をいいます。当ＪＡでは、「資産の健全性」を維持・強化するために、融資を推進する部署と融資案件の審査を担当する部署とを独立して設置し、健全な貸出の実行に努めております。

新規延滞防止を含めた債権の管理・回収の指導機能を有する部署の設置により、債権の健全化を図っております。さらに貸出を中心とした全資産の自己査定を、第一次査定および一次査定部署から独立した部署による第二次査定を毎年３回実施し、債務者状況や担保状況の確認を実施しております。また、資産の自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、「市場要因の変動によりＪＡが保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

当ＪＡでは、機動的かつ迅速な意思決定を行うために、常勤役員を含めたメンバーによるＡＬＭ委員会を定期的に開催し、市場環境と業務環境の動向を踏まえた資産・負債構成の健全化と収益の安定化に取り組み、市場リスクのコントロールに努めております。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、「必要な資金調達ができなくなるリスクと迅速かつ適切な取引ができなくなるリスク」をいいます。

当ＪＡでは、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めているほか、農林中央金庫との連携を図り、万全の体制を整えています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク」をいいます。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確にできるよう努めております。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、事務が正確・適正に行われるよう、各種要領・事務手続きに基づき厳格な事務処理に努めております。また、業務執行ラインから独立した代表理事専務直轄の業務監査室による内部監査を実施しているほか、内部けん制組織の充実と強化を図るために自主点検を毎月実施し、報告をもとに改善を指示するなど、適正な事務処理の確保と事故防止に努めております。事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、「コンピュータシステムの停止、誤作動などシステムの不備により組合員・利用者へのサービスに支障をきたすといった、組合員・利用者が損失を被るリスク」をいいます。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安全性・信頼性を確保・維持・向上するために、情報セキュリティ管理の基本方針である情報セキュリティポリシーを定め、システムリスク管理体制の整備に努めております。

◆ コンプライアンス基本方針

相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

- ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、役職員一人ひとりが高い倫理観と強い責任感をもって日常の業務を遂行します。
- 創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

◆コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、毎月開催しております。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員一人ひとりにＪＡみやぎ仙南の基本的使命と、社会的責任にもとづく行動の徹底により、健全で透明性の高い経営の確立に努めております。

また、法令遵守はもとより、社会的規範の遵守は当然のことから、ＪＡ内部の仕組みづくりについてもコンプライアンスを前提にしたものとしております。

当ＪＡでは、コンプライアンスを経営の最重要課題としてとらえ、コンプライアンス態勢整備の一環として「ヘルプライン運営要領」を制定し、不祥事や事故発生の未然防止に努めるとともに、通報者等を保護することを目的としています。

◆内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を代表理事専務直轄の部署として、被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店並びに事業所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画により実施しております。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じております。

◆金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理対応措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当ＪＡの苦情等受付窓口＞

【電話番号：0224-55-1688 受付時間：平日（月～金）午前９時～午後５時】

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◆信用事業

相談・苦情等については、当 J A①の窓口へお申出ください。なお、J Aバンク相談所（一般社団法人 J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）でも、お電話で受付けしております。

J Aバンク相談所（一般社団法人 J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）【電話番号：03-6837-1359】

＜利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会＞

- ・東京弁護士会紛争解決センター【電話番号：03-3581-0031】
- ・第一東京弁護士会仲裁センター【電話番号：03-3595-8588】
- ・第二東京弁護士会仲裁センター【電話番号：03-3581-2249】

＜J Aバンク相談所を通じての利用となる弁護士会＞

- ・仙台弁護士会紛争解決支援センター

※ J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは、上記 J Aバンク相談所にお申し出下さい。

(注)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

※なお、現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。
具体的内容は、上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ下さい。

◆共済事業

相談・苦情等については、当 J A①の窓口へお申出ください。なお、J A共済相談受付センター（J A共済連全国本部）でも、お電話で受付けしております。

J A共済相談受付センター（J A共済連全国本部）【電話番号：0120-536-093】

- ・（一社）日本共済協会 共済相談所 【電話番号：03-5368-5757】

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

- ・（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

- ・（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

- ・（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

- ・日本弁護士連合会 弁護士保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆個人情報保護の取り組み

平成17年4月1日より、個人情報の保護に関する法律が施行されました。当JAでは、組合員・利用者からの信頼が第一と考え、以下の方針を掲げ、個人情報の漏洩、目的外使用の防止などのための厳格な管理を実施します。

また、定期的に「コンプライアンス・マニュアル」の見直しを行い、プライバシーに関する情報は守秘義務を遵守するよう、周知徹底を図っております。なお、当JAにおける「個人情報保護方針」（プライバシーポリシー）は、本支店店頭に掲示するとともに、ホームページでも公開しております。

◆個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

みやぎ仙南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◆ 情報セキュリティ基本方針（情報セキュリティポリシー）

みやぎ仙南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、業務上保有する個人情報や経営情報などの情報資産（以下「情報資産」といいます。）を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律（不正アクセス行為の禁止に関する法律等）、IT基本法、その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置の実施基準を設定し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、情報セキュリティ責任者や情報セキュリティ担当者など業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆業務の適正を確保するための体制

当JAでは、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。剰余金等は内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は12.29％となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項 目	内 容
発行主体	みやぎ仙南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	35億 8百万円（前年度35億86百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業の内容

◆ 事業のご案内

当ＪＡは、皆さまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金、貸出、為替）をはじめ、共済事業（生命共済、建物更生共済、自動車共済等）、経済事業（購買、販売、加工、利用等）、指導事業（営農、生活）、生活関連事業（葬祭、介護、自動車）などを総合的に展開しております。

これらの事業は、営利を目的とした企業とは本質的に異なり、相互扶助を基本にしながらメンバーである組合員はもとより、地域の皆さまの暮らしのお役に立てるよう、努力を重ねております。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示すことや、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまのご都合に配慮した勧誘をさせていただきます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

(1) 主な事業の内容

〈信用事業〉

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、全国的にＪＡ・信連・農林中金（注）という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しております。

（注）宮城県は、ＪＡ・農林中金の２段階

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◆ 貯金商品一覧

令和8年7月1日現在

種 類	特 徴	期 間	お預け入れ額
総 合 □ 座	普通貯金に定期貯金や定期積金をセットすることができ、「蓄える、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えた便利な貯金です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 貯 金	公共料金の振替や給料、年金などの受け取り等もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 貯 金	短い期間のまとまった資金の運用に適しています。 解約の2日前までお知らせ願います。	措置期間7日間	5万円以上
貯 蓄 貯 金	基準残高10万円以上で、残高に応じて利率が段階的に上がる貯金です。	出し入れ自由	1円以上
当 座 貯 金	事業資金などを決済するため、手形、小切手などをお使いいただく場合の貯金です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期貯金	お預け入れ期間、金額等、幅広いニーズに対応できる貯金です。	1ヶ月以上 5年以下	1円以上
大 □ 定 期 貯 金	まとまった資金を効果的に運用できる貯金です。	1ヶ月以上 5年以下	1千万円以上
期日指定定期貯金	個人の方がご利用できる複利型の定期貯金です。	最長3年 (措置期間1年)	1円以上 3百万円未満
変動金利定期貯金	6ヶ月ごとに金利が変動する定期貯金です。	1, 2, 3年	1円以上
積立式定期貯金 (エンドレス型)	1ヶ月ごとに一定金額を積み立てる定期貯金です。	積立期間無制限	1回あたり 1円以上
積立式定期貯金 (満期型)	目標日を設定して、積み立てる定期貯金です。	6ヶ月以上 10年以下	
積立式定期貯金 (年金型)	受取開始以後、最長10年間年金として積み立てた元利金を、分割してお受取りになれる定期貯金です。	12ヶ月以上	
定 期 積 金	毎月一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。定額式、目標式、満期分散型の3つのタイプがあります。	6ヶ月以上 10年以内	最低掛込額 1,000円以上

◆貸出業務

地域の金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活資金等を融資しております。

また、地域の金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

◆貸出商品一覧

令和8年7月1日現在

資 金 名	使 途	貸出金額	貸出期間
貯 金 担 保 貸 付 金 (証 書)	使途は自由です。	貯金証書額面の範囲内 (但し後利の場合は90 %以内)	証書 (満期日以内)
共済証書担保貸付金		共済積立金の80 %以内	5年以内
住 宅 ロ ー ン	ＪＡバンクローン等の 要項で定める使途によ ります。生活に必要な 一切の資金です。	20,000万円以内	50年以内
マイカーローン		1,000万円以内	15年以内
教 育 ロ ー ン		1,000万円以内	15年以内
リフォームローン		1,500万円以内	15年以内
カ ー ド ロ ー ン		500万円以内	1 年 (自動更新あり)
フ リ ー ロ ー ン (多目的ローン含)		1,000万円以内	10年以内
オールマイティー	農業関連・その他生活 資金です。	500万円以内 (但し運転資金は前年経費3/12)	10年以内
アグリマイティー	農業経営関連に必要な 資金です。	所要額の範囲内	10年以内
スーパーアグリサポート			20年以内
営 農 ロ ー ン	農業運転資金です。	300万円以内 (但し前年度販売代金実績の範囲内)	1 年 (自動更新あり)
アグリドリームローン		個人・任意団体 1,500万円以内 法人 3,000万円以内 (但し前年度販売代金実績の範囲内)	
制 度 融 資	農業近代化資金等、国・県・市町の各種制度資金融資を取り扱っています。		

- (注) 1. このほか、資金使途に応じて各種資金を取り揃えております。
 2. ＪＡのご利用度に応じて融資利率を優遇できる制度もあります。
 3. 借入申し込みにつきましては、当ＪＡ所定の審査があります。

◆ 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中央金庫の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ 国債の窓口販売

国債（新窓販国債、２・５・１０年利付国債、３年、５年、１０年個人向け国債）の窓口販売の取り扱いを行っております。

◆ 投資信託の窓口販売

投資信託の窓口販売および投信つみたてサービス・ＪＡバンク資産運用サービスの取り扱いを行っております。顧客のニーズを把握しながら資産状況やリスクの許容度に応じて、「長期」「分散」「つみたて」を基本とした顧客本位の提案を行っております。

◆ その他の業務サービス

当ＪＡでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や、事業主の皆さまのための給与振込サービス、各種年金振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っております。

また、全国のＪＡバンクＡＴＭでの貯金の出し入れや、セブン銀行・ローソン銀行・ゆうちょ銀行等のＡＴＭ、また各金融機関・コンビニエンスストア等のＡＴＭで現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、様々なサービスを行っております。

◆ 内国為替手数料

(１) 振込手数料（１件につき）

令和８年７月１日現在

振込の種類	金額の区分	窓 口	手 数 料			
			ＡＴＭ		ネットバンク	
			キャッシュカード区分		(個人)	(法人)
			当組合・ 県内ＪＡ	現金・他行・ 県外ＪＡ		
当ＪＡ同一店内・本支店間	３万円未満	３３０円	無料	２２０円	無料	無料
	３万円以上	５５０円		４４０円		
県内系統金融機関	３万円未満	３３０円	１１０円	２２０円	１１０円	１１０円
	３万円以上	５５０円	３３０円	４４０円	３３０円	３３０円
県外系統金融機関	３万円未満	６６０円	４４０円	５５０円	４４０円	３３０円
	３万円以上	８８０円	６６０円	７７０円	６６０円	５５０円
他行金融機関 電信扱い	３万円未満	６６０円	４４０円	５５０円	４４０円	５５０円
	３万円以上	８８０円	６６０円	７７０円	６６０円	７７０円

(２) 送金手数料（１件につき）

送金の種類	手 数 料
県内系統金融機関宛	４４０円
他行・県外系統金融機関宛	６６０円

(3) 代金取立手数料（1通につき）

送金の種類	手 数 料	
	普通扱い	至急扱い
県内系統金融機関宛	440円	—
他行・県外系統金融機関宛	660円	880円

(4) その他諸手数料（1件・1通につき）

種 類	手 数 料
振込・送金組戻し料	660円
不渡手形返却料	660円
取立手形組戻し料	660円
取立手形店頭呈示料	660円

(注) 手数料を超える経費を要する場合は、その実費分をご負担いただきます。

(5) 定時自動送金振込手数料（1件につき）

振込の種類	金額の種類	手 数 料
同一店内宛	3万円未満	220円
	3万円以上	440円
当 J A 本支店間宛	3万円未満	220円
	3万円以上	440円
県内系統金融機関	3万円未満	220円
	3万円以上	440円
他行・県外金融機関	3万円未満	550円
	3万円以上	770円

(注) 1. 系統とは、農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会をいいます。

2. 他行宛欄には、系統以外の金融機関と県外系統金融機関を含みます。

3. 手数料には消費税 10 % が含まれております。

◆ 貯金業務に関する手数料

(1) 再発行手数料

令和 8 年 7 月 1 日現在

種 類	内 容	手 数 料
通帳・証書	1通あたり	1,100円
キャッシュカード	1枚あたり	1,100円

(注) 災害による通帳・証書の再発行手数料は無料とする。

(2) 証明書等発行、その他手数料

種 類	内 容		手 数 料
残高証明書	継続発行	1 通あたり	440円
	都度発行		660円
取引履歴照会	1 枚あたり		550円
小切手帳	1 冊あたり		2,200円
約束手形帳	1 冊あたり		2,200円
自己宛小切手	1 通あたり		550円

(3) ネットバンク月額基本手数料

手数料種類	個 人	法 人
基本サービス（照会、振替・振込）	無料	1,100円
基本サービス＋データ伝送サービス （総合振込・給与賞与振込・口座振替）	－	3,300円

(4) 振替サービス関係手数料

種 類	内 容	手 数 料
定時自動送金取扱	1件あたり	110円
自動集金取扱	1件あたり	110円
事務委託契約取扱	データでの持込み	110円
	上記以外	220円
データ伝送基本手数料		月額 3,300円

(5) 両替手数料（窓口での紙幣、硬貨への両替）

希望の金種の合計枚数	手 数 料
20枚以下	無料
21枚～500枚	440円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	880円
2,001枚～3,000枚	1,100円
以降1,000枚毎に330円を加算します。（例：3,001枚～4,000枚の場合は1,430円）	

- （注） 1. 払戻時の金種指定は、『払戻額から1万円券を除いた枚数』を同様の扱いとします。
尚、紙幣に新券を指定した場合は、その枚数を両替の枚数に含めます。
2. 取扱枚数は、「持込した紙幣・硬貨の合計枚数（両替前）」と「両替した紙幣・硬貨の合計枚数（両替後）」のいずれか多い方の枚数となります。

(6) 硬貨入金手数料（窓口での硬貨の入金）

持参の硬貨枚数	手 数 料
50枚以下	無料
51枚～500枚	440円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	880円
2,001枚～3,000枚	1,100円
以降1,000枚毎に330円を加算します。（例：3,001枚～4,000枚の場合は1,430円）	

- （注）硬貨枚数を測定した時点で手数料が発生し、計数した枚数で手数料が確定となりますので、ご入金やお支払いを取り止めた場合も手数料をいただきます。

(7) 割賦収納手数料

種 類	内 容	手 数 料
割賦収納	1枚あたり	330円

(8) 未利用口座手数料 (令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座 (総合口座含む) および貯蓄貯金口座)

種 類	内 容	手 数 料
未利用口座管理手数料	1件あたり	1,320円

(9) 媒体持込手数料 (紙、電子媒体の持ち込みがある場合)

種 類	内 容	手 数 料
媒体持込手数料	1件あたり	5,500円

(注) 1. 口座振替、総合振込、給与振込のうち、複数の取引をお持ち込みの場合、取引ごとに手数料をいただきます。

2. 媒体持込を5日、25日等、同月内に複数行う場合は、都度手数料をいただきます。

(10) 伝票持込手数料 (1日1口座に対し、取引伝票が5枚以上ある場合)

種 類	内 容	手 数 料
伝票持込手数料	1日1口座あたり	110円

(注) 1. 1日1口座に対し複数回に分けた取引であっても、1日の合計枚数5枚以上に対して手数料をいただきます。

2. 手数料には消費税10%が含まれております。

◆ A T M (現金自動預け払い機) 利用手数料

令和8年7月1日現在

キャッシュカード の種類	利 用 時 間			手 数 料
ＪＡバンク	平日	支払 受入	８：４５～２１：００	無料
	土・日・祝日		９：００～１７：００	
他行	平日	支払	８：４５～１８：００	１１０円
			１８：００～２１：００	２２０円
	土曜日		９：００～１４：００	１１０円
			１４：００～１７：００	２２０円
	日曜・祝日		９：００～１７：００	２２０円
ゆうちょ銀行	平日	支払	８：４５～１８：００	１１０円
			１８：００～２１：００	２２０円
	土曜日		９：００～１４：００	１１０円
			１４：００～１７：００	２２０円
	日曜・祝日		９：００～１７：００	２２０円
三菱ＵＦＪ銀行	平日	支払	８：４５～１８：００	無料
	土・日・祝日		１８：００～２１：００	１１０円
				９：００～１７：００
クレジット	平日	キャッシング	８：４５～１８：００	クレジット会社により 異なりますので詳しく はカード会社にお問い合わせ ください。
			１８：００～２１：００	
	土曜日		９：００～１４：００	
			１４：００～１７：００	
	日曜・祝日		９：００～１７：００	
ＪＦマリンバンク	平日	支払	８：４５～２１：００	無料
	土・日・祝日		９：００～１７：００	

(注) 1. 手数料には消費税10%が含まれております。

2. ご利用時間については、A T Mにより異なります。

◆ 貸出関連手数料一覧表

令和8年4月1日現在

種 類		金 額（税込み）	
融資証明書		1通あたり	1,100円
貸出金残高証明書	(1) 継続発行	1通あたり	440円
	(2) 都度発行	1通あたり	660円
電子契約手数料	(1) 住宅ローン	1契約あたり	11,000円
	(2) 統一ローン	1契約あたり	1,650円
貸出金事務取扱手数料	(1) 住宅ローン	1契約あたり	55,000円
	(2) 賃貸住宅資金・事業資金住宅関連資金（住宅資金含む）	1契約あたり	55,000円
貸付条件変更 ※ 1		1件あたり	5,500円
貸出金繰上償還	住宅ローン	(1) 一部繰上償還	1件あたり 11,000円 無料 ※ 4
		(2) 全額繰上償還	1件あたり 22,000円
	固定金利選択型（特約期間中のみ）	(1) 一部繰上償還	1件あたり 22,000円 無料 ※ 4
		(2) 全額繰上償還	1件あたり 33,000円
	統一ローン	(1) 一部繰上償還	1件あたり 5,500円 無料 ※ 4
		(2) 全額繰上償還	
		実行日より3年未満	1件あたり 5,500円
		実行日より3年以上10年未満	1件あたり 3,300円
		実行日より10年以上経過	1件あたり 無料
	上記以外の資金 ※ 2 賃貸住宅資金・事業資金等	(1) 一部繰上償還	1件あたり 11,000円
		(2) 全額繰上償還	1件あたり 22,000円

※ 1 担保の変動、金利等の変更（住宅ローン金利選択型選択時含む）が対象となります。

※ 2 統一ローンはリフォーム、マイカー、教育、フリー（シルバー・多目的含む）ローンが対象となります。

※ 3 農業関連・貯金担保・共済担保資金は除きます。

※ 4 ネットバンクをご利用の方が対象となります。

〈共済事業〉

J A共済は、生活を取り巻くさまざまなリスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A共済では、J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しています。

◆ J A共済の主な保障内容

【長期共済】

令和8年4月1日現在

種 類	特 徴
終 身 共 済	終身にわたって被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。
予定利率変動型 年 金 共 済	所定の期間経過後、終身または一定期間、被共済者が生存しているときに年金を保障する共済です。
養老生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障し、満期時には満期共済金を保障する共済です。
こ ども 共 済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。
定期生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障する共済です。
が ん 共 済	被共済者の悪性新生物・脳腫瘍を総合的に保障する共済です。（先進医療保障の付加も選択可能）
特定重度疾病共済	被共済者の三大疾病やその他の生活習慣病（糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎）などを保障する共済です。
医 療 共 済	被共済者の病気やケガによる入院を保障する共済です。（手術・放射線治療保障、入院時諸費用保障、先進医療保障の付加も選択可能）
介 護 共 済	終身にわたって被共済者が公的介護保険における要介護2以上に認定された場合や、重度要介護状態を保障する共済です。
生活障害共済	被共済者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級、3級または4級の障害に該当し、その障害に対して1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があった場合を保障する共済です。
認 知 症 共 済	終身にわたって被共済者の要介護状態を伴う認知症および軽度認知障害（MCI）を保障する共済です。
建物更生共済	火災や自然災害による、建物や動産などの損害を幅広く保障する共済です。

【短期共済】

令和8年4月1日現在

種 類	仕組み・特徴
火 災 共 済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときの保障をする共済です。
自 賠 責 共 済	自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（自動車の保有者または運転者）が損害賠償責任を負った場合の損害を保障する共済です。自賠法に基づき、全ての自動車に加入を義務付けされている強制共済です。
自 動 車 共 済	「相手方への賠償」、「被共済者・搭乗中の方の保障」、「被共済自動車の保障」の3つを中心に保障する、自動車の総合共済です。
傷 害 共 済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活の様々なリスクに対応し、保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農業における生産から出荷・販売後までに想定される、農業者に関する幅広い賠償リスクを保障する共済です。

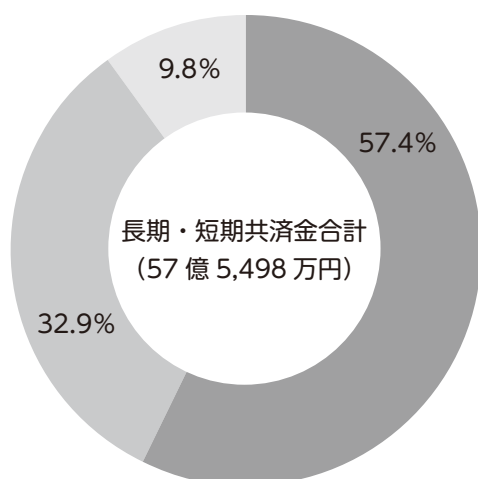
この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。【26040500144】

～JAみやぎ仙南の共済 こんなにお役に立ちました～

万一のときや満期のときなどに共済金をお受け取りいただき、皆さまにお役立ていただいています。

◆ 令和7年度（令和8年3月末まで）にお支払いした共済金

共済区分	支払件数	支払金額
生命総合共済	4,853件	33億 149万円
（うち入・通院共済金）	（2,406件）	（4億 1,979万円）
建物更生共済	4,316件	18億 9,064万円
（うち自然災害）	（463件）	（2億 9,884万円）
短期共済	2,327件	5億 6,285万円
（うち自動車共済）	（2,191件）	（4億 8,846万円）
長期・短期共済金合計	11,496件	57億 5,498万円



- 生命総合共済（33億 149万円）
- 建物更生共済（18億 9,064万円）
- 短期共済（5億 6,285万円）

〈農業関連事業〉

◆販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っております。

生産者が生産した農畜産物を、共同選別出荷により市場等へ出荷するほか、実需者へ直接販売や、みやぎ生協店舗や共同購入等への販売を行っております。

【販売事業に関するお問い合わせ】	米穀課	0224-63-3131
	園芸課	0224-63-4618
	畜産課	0224-55-1810

◆購買事業

水稻・野菜・果樹などの栽培に必要な肥料、農薬、種苗、園芸資材、飼料などの生産資材を、管内7地区の購買店舗（あぐりハウス・グリーンセンター）で取り扱っています。また、フリーダイヤルやE-SHOP（Web購買店舗）でご注文いただいた商品は、「仙南流通センター」からご自宅や農場などへ配送し、利便性の向上に努めています。

さらに、肥料・農薬の予約注文に対する利用高奨励や、早期配達による値引きなどの各種特典を設け、利用者への還元を行っています。詳細につきましては、生産資材課または購買店舗（あぐりハウス・グリーンセンター）までお問い合わせください。

【生産資材注文フリーダイヤル】	0120-431-445（仙南流通センター）
【JAみやぎ仙南E-SHOP】	https://miyagisennan-shizai.nd-agri.jp/

【生産資材に関するお問い合わせ】

営農経済部 生産資材課	0224-63-0033	あぐりハウス蔵王	0224-33-2117
あぐりハウス柴田	0224-56-5141	あぐりハウス白石	0224-22-6510
あぐりハウス村田	0224-83-2343	グリーンセンター	0224-63-3282
あぐりハウス川崎	0224-84-2222	あぐりハウス丸森	0224-72-3061

◆購買事業（農業機械）

トラクターや田植機、コンバインなどの農業機械、刈払機や噴霧器等の小農具の取り扱いを行っております。また、低コスト農機や中古農機等の情報の提供を実施しております。さらに、農業機械の整備・修理サービスも承っております。春と秋の農繁期については、土・日・祝祭日も営業し、利用者のサービス向上に努めております。

【農業機械に関するお問い合わせ】	蔵王・川崎農機センター	0224-33-3816
	白石農機センター	0224-26-3115
	角田・丸森農機センター	0224-63-3412

〈営農・生活相談事業〉

◆ 営農指導相談

営農指導事業を担う「営農指導員」は、地域農業改良普及センターの「改良普及員」と連携し、より効果的な営農指導支援活動を展開しています。そして、地域の営農相談をはじめ各種栽培講習会の開催などによる生産者支援を行っております。

また、農家経営の支援活動としては、「所得税」「消費税」等の税務についての知識向上を図るために青色申告会への支援や農業経営管理支援事業（記帳代行）に取り組んでおります。

さらに、消費者に安全・安心で信頼される農作物づくりを提供するため、生産履歴簿による農薬・肥料使用方法等のチェックを徹底して行っているほか、DNA検査や残留農薬検査等を実施しております。

〈生活関連事業〉

◆ 葬祭事業

管内4つの葬祭会館「やすらぎホール」及び自宅、寺院などで、仏教、神式、キリスト教など葬儀の形態宗派を問わず、ご遺族に寄り添ったご葬儀を施行しております。

また、やすらぎホールでは、ご葬儀やご法要のほか、事前相談会や終活セミナー、人形供養祭などのイベントを実施しております。

【ご葬儀に関するご相談・お問い合わせ】

葬祭課	0224-52-2929	やすらぎホールしろいし蔵王	0224-25-1090
やすらぎホールしばた	0224-58-1158	やすらぎホールあぶくま	0224-61-0929
やすらぎホールかわさき	0224-86-5949		

◆ 介護事業

地域の中で最も身近な介護事業所として、皆さまがお住まいの地域で安心して生活できるよう、居宅介護では、利用者本人と家族の考えを配慮し、状況に沿った公平中立なケアプランの作成を行い、訪問介護では、ホームヘルパーが訪問し身体介護・生活援助をしております。

また、福祉用具専門相談員が利用者の状態に応じ、利用者本人と介護に携わる家族の負担が軽減されるよう、福祉用具の提供や販売、住宅改修のお手伝いをしております。

【介護支援に関するご相談・お問い合わせ】

白石介護支援センター	0224-22-5271
------------	--------------

◆ 自動車事業

国産メーカーの新車・中古車の販売や、車検、修理、自動車ローンの相談など、お客様のニーズに合わせた、車のトータルサポートをしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【自動車に関するご相談・お問い合わせ】

J Aオートパル角田	0224-63-3418
------------	--------------

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により二重のセーフティネットで守られています。

◆「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2025年3月末における残高は1,653億円となっています

◆「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みを行っています。

◆貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1.信用事業資産	116,004,462	117,827,220	1.信用事業負債	123,281,014	125,128,676
(1)現金	900,135	903,244	(1)貯金	122,639,909	124,402,812
(2)預金	64,559,474	64,686,537	(2)借入金	-	10,750
系統預金	64,504,443	64,640,023	(3)その他の信用事業負債	595,629	684,032
系統外預金	55,030	46,514	未払費用	61	330
(3)有価証券	10,335,818	10,337,631	その他の負債	595,567	683,701
国債	10,335,818	10,337,631	(4)債務保証	45,474	31,081
(4)貸出金	40,293,694	41,902,504	2.共済事業負債	461,020	503,355
(5)その他の信用事業資産	125,973	194,965	(1)共済資金	193,156	232,901
未収収益	104,601	176,557	(2)未経過共済付加収入	267,732	270,027
その他の資産	21,372	18,407	(3)その他の共済事業負債	131	425
(6)債務保証見返	45,474	31,081	3.経済事業負債	1,027,365	1,194,462
(7)貸倒引当金	△ 256,108	△ 228,745	(1)経済事業未払金	1,013,931	918,959
2.共済事業資産	3,253	2,272	(2)経済受託債務	304	258,529
(1)その他の共済事業資産	3,253	2,272	(3)その他の経済事業負債	13,130	16,974
3.経済事業資産	3,094,185	3,525,939	4.雑負債	452,117	630,675
(1)経済事業未収金	1,865,548	1,888,271	(1)未払法人税等	32,896	10,627
(2)経済受託債権	87,773	155,158	(2)資産除去債務	17,954	35,978
(3)棚卸資産	226,276	276,337	(3)その他の負債	401,266	584,069
購入品	214,625	261,870	5.諸引当金	791,562	780,860
加工・利用事業棚卸資産	10,680	13,427	(1)賞与引当金	72,531	78,343
その他棚卸資産	971	1,039	(2)退職給付引当金	661,613	653,358
(4)その他の経済事業資産	973,801	1,255,604	(3)役員退職慰労引当金	43,418	49,158
(5)貸倒引当金	△ 59,215	△ 49,433	(4)災害損失引当金	14,000	-
4.雑資産	528,513	527,269	6.再評価に係る繰延税金負債	459,143	457,664
(1)雑資産	534,651	542,694	負債の部合計	126,472,224	128,695,694
(2)貸倒引当金	△ 6,137	△ 15,424	(純資産の部)		
5.固定資産	6,834,492	6,824,715	1.組合員資本	6,996,554	7,034,193
(1)有形固定資産	6,821,902	6,813,538	(1)出資金	3,586,267	3,508,339
建物	9,501,717	9,377,766	(2)利益剰余金	3,510,756	3,631,196
機械装置	1,590,607	1,538,439	利益準備金	1,393,542	1,413,542
土地	3,750,686	3,737,870	その他利益剰余金	2,117,213	2,217,654
建設仮勘定	1,187	-	施設整備修繕等積立金	200,000	200,000
リース資産	-	6,603	経営安定化対策積立金	100,000	100,000
その他の有形固定資産	1,789,810	1,719,241	地域農業振興積立金	24,840	74,840
減価償却累計額	△ 9,812,107	△ 9,566,382	特別積立金	495,000	495,000
(2)無形固定資産	12,590	11,176	当期未処分剰余金	1,297,373	1,347,813
6.外部出資	7,957,603	7,956,971	(うち当期剰余金)	(84,010)	(151,326)
(1)外部出資	7,957,603	7,956,971	(3)処分未済持分	△ 100,469	△ 105,342
系統出資	7,482,677	7,482,677	2.評価・換算差額等	1,003,197	999,440
系統外出資	474,926	474,294	(1)その他有価証券評価差額金	△ 160	△ 106
(2)外部出資等損失引当金	-	-	(2)土地再評価差額金	1,003,358	999,546
7.繰延税金資産	49,465	64,938	純資産の部合計	7,999,751	8,033,634
資産の部合計	134,471,976	136,729,328	負債及び純資産の部合計	134,471,976	136,729,328

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1. 事業総利益	2,887,979	2,974,662	(11) 加工事業収益	1,010,694	1,072,160
事業収益	7,178,189	7,406,271	(12) 加工事業費用	937,044	970,948
事業費用	4,290,210	4,431,609	(うち貸倒引当金戻入益)	(△118)	(△830)
(1) 信用事業収益	1,146,861	1,365,672	加工事業総利益	73,649	101,212
資金運用収益	1,035,685	1,242,113	(13) 利用事業収益	274,723	156,558
(うち預金利息)	(465,786)	(545,186)	(14) 利用事業費用	207,555	127,072
(うち有価証券利息)	(118,003)	(118,168)	(うち貸倒引手金戻入益)	(△3)	(0)
(うち貸出金利息)	(451,894)	(578,758)	利用事業総利益	67,167	29,486
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	(15) 介護事業収益	103,051	91,244
役務取引等収益	91,133	92,336	(16) 介護事業費用	35,075	33,790
その他経常収益	20,043	31,222	(うち貸倒引当金戻入益)	(△1)	(△54)
(2) 信用事業費用	201,682	378,571	介護事業総利益	67,976	57,453
資金調達費用	78,457	258,074	(17) 農用地利用調整事業収益	6	2
(うち貯金利息)	(78,366)	(257,699)	農用地利用調整事業総利益	6	2
(うち給付補填備金繰入)	(77)	(374)	(18) 指導事業収入	47,145	46,960
(うち借入金利息)	(13)	(1)	(19) 指導事業支出	112,973	110,753
役務取引等費用	23	20	指導事業収支差額	△ 65,828	△ 63,792
その他経常費用	123,201	120,476	2. 事業管理費	2,837,707	2,814,806
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2,660)	(△21,354)	(1) 人件費	1,954,208	1,913,953
信用事業総利益	945,178	987,100	(2) 業務費	262,095	274,222
(3) 共済事業収益	868,774	868,078	(3) 諸税負担金	90,783	93,570
共済付加収入	811,899	804,609	(4) 施設費	523,694	524,077
その他の収益	56,875	63,468	(5) その他事業管理費	6,925	8,982
(4) 共済事業費用	43,777	46,107	事業利益	50,271	159,858
共済推進費	21,542	24,144	3. 事業外収益	187,018	135,393
共済保全費	17,277	17,101	(1) 受取雑利息	1,375	392
その他の費用	4,957	4,861	(2) 受取配当金	43,775	43,745
共済事業総利益	824,997	821,971	(3) 貸貸料	74,661	71,456
(5) 購買事業収益	3,360,701	3,408,004	(4) 雑収入	67,206	19,798
購買品供給高	3,116,432	3,163,105	4. 事業外費用	97,656	104,830
購買手数料	29,137	28,766	(1) 寄付金	53	45
修理サービス料	123,386	124,031	(2) 貸貸費用等	62,164	72,694
その他の収益	91,744	92,101	(3) 雑損失	35,438	32,091
(6) 購買事業費用	2,730,169	2,734,492	経常利益	139,632	190,418
購買品供給原価	2,513,482	2,526,595	5. 特別利益	66,988	37,000
購買品供給費	194,576	192,855	(1) 固定資産処分益	1,054	31,000
修理サービス費	6,756	7,968	(2) 一般補助金	4,998	6,000
その他の費用	15,353	7,073	(3) 外部出資等損失引当金戻入	1,870	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,898)	(-)	(4) 災害損失引当金戻入益	32,709	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△8,593)	(5) 固定資産圧縮額戻入	26,355	-
購買事業総利益	630,531	673,512	(6) 受取共済金	-	-
(7) 販売事業収益	316,081	367,543	6. 特別損失	90,033	56,765
販売手数料	231,258	276,062	(1) 固定資産処分損	656	20,618
その他の収益	84,823	91,481	(2) 固定資産圧縮損	4,998	6,000
(8) 販売事業費用	23,649	41,344	(3) 減損損失	45,668	30,146
販売費	8,014	8,495	(4) 一般補助金返還損	32,709	-
その他の費用	15,634	32,849	(5) 災害損失引当金繰入	6,000	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	9,471	税引前当期利益	116,588	170,654
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,442)	(-)	法人税、住民税及び事業税	44,267	17,278
販売事業総利益	292,432	326,198	過年度法人税等還付税額	-	19,002
(9) 保管事業収益	96,329	84,537	法人税等調整額	△ 11,690	△ 16,952
(10) 保管事業費用	44,462	43,020	法人税等合計	32,577	19,328
保管事業総利益	51,866	41,517	当期剰余金	84,010	151,326
			当期首繰越剰余金	1,177,240	1,192,675
			地域農業振興積立金取崩額	25,159	-
			土地再評価差額金取崩額	10,962	3,812
			当期末処分剰余金	1,297,373	1,347,813

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目		令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		116,588	170,654
減価償却費		194,907	194,694
減損損失		45,668	30,146
貸倒引当金の増加額		△ 1,042	△ 37,170
賞与引当金の増加額		9,031	5,812
退職給付引当金の増加額		8,917	△ 8,254
その他引当金等の増加額		11,740	△ 8,259
信用事業資金運用収益		△ 1,033,925	△ 1,242,113
信用事業資金調達運用		78,457	258,074
受取雑利息及び受取出資配当金		△ 45,150	△ 44,138
有価証券関係損益		△ 1,758	△ 1,758
固定資産売却損益		△ 397	△ 10,381
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			
貸出金の純増減		△ 963,831	△ 1,608,810
預金の純増減		6,450,000	3,700,000
貯金の純増減		△ 2,875,906	1,762,902
信用事業借入金の純増減		△ 1,384,488	10,750
その他の信用事業資産の純増減		22,245	17,357
その他の信用事業負債の純増減		24,474	18,603
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			
共済資金の純増減		△ 29,767	39,745
未経過共済付加収入等の純増減		△ 4,489	2,589
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			
受取手形及び経済事業未収金の純増減		86,537	△ 22,723
経済受託債務の純増減		△ 36,296	△ 67,384
棚卸資産の純増減		△ 74,356	△ 331,863
支払手形及び経済事業未払金の純増減		△ 19,242	△ 91,128
経済受託債務の純増減		△ 5,600	258,224
(その他の資産及び負債の増減)			
その他の資産の純増減		△ 5,027	1,267
その他の負債の純増減		△ 54,176	203,209
未払消費税等の増減額		△ 49,720	△ 2,382
信用事業資金運用による収入		1,019,761	1,170,152
信用事業資金調達による支出		△ 48,605	△ 202,663
共済貸付金利息による収入		2,086	980
小 計		1,436,630	4,166,132
雑利息及び出資配当金の受取額		45,150	44,138
法人税等の支払額		△ 24,317	△ 58,549
事業活動によるキャッシュ・フロー		1,457,463	4,151,720
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
補助金の受入による収入		4,998	6,000
固定資産の取得による支出		△ 69,014	△ 441,920
固定資産の売却による収入		△ 4,600	231,238
外部出資による支出		△ 1,252,870	－
外部出資の売却等による収入		1,153	631
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,320,332	△ 204,050
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の払戻による支出		△ 53,397	△ 77,928
出資配当金の支払額		△ 35,292	△ 34,697
持分の取得による支出		△ 48,315	△ 4,873
持分の譲渡による収入		42,409	－
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 94,595	△ 117,498
4. 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		42,534	3,830,172
5. 現金及び現金同等物の期首残高		2,666,725	2,709,260
6. 現金及び現金同等物の期末残高		2,709,260	6,539,432

4. 注記表

令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
 - a) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - ・肥料、農薬、飼料等については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・農機製品等については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 加工・利用事業棚卸資産
 - ・原材料、仕掛品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産
 - ・個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる

額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、10百万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

- ② 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務

を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

エ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

カ 介護事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成・福祉用具販売、貸与等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

キ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しております。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 67,625千円（繰延税金負債との相殺前）

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積り額については、令和8年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実行税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 30,146千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 293,603千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」

は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,206,310千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建物	774,130千円
機械装置	282,264千円
車両運搬具	500千円
構築物	146,796千円
器具備品	2,620千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びA T M、自動車、器具・備品等については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は67,939千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は次のとおりです。

担保に供している資産

その他の信用事業資産（信用差入保証金）

	120千円
定期預金	350千円

担保に係る債務

町水道事業公金取扱	268千円
市町収納代理公金	6,472千円

上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

95,142千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は153,746千円、危険債権額は32,758千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に

は至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は186,504千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額
1,767,203千円

- ③ 同法律第3条3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、右記のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
村田町菅生	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
蔵王町遠刈田	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町丸森（給油所）	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
蔵王町円田	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町円田	遊休資産	建物	旧漬物
蔵王町円田	遊休資産	建物	旧蔵王直売・漬物
蔵王町宮	遊休資産	土地	倉庫跡地
蔵王町平沢	遊休資産	土地	給油所跡地
白石市小原（支所跡地）	遊休資産	土地	支所跡地
白石市斎川	遊休資産	土地	支所跡地
白石市越河五賀	遊休資産	土地	支所跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
角田市島田	遊休資産	土地	菌床センター跡地
丸森町金山（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎（支所跡地）	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町小斎（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎（ライスセンター）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
川崎町前川	一般資産	土地、建物	農機センター
蔵王町円田	一般資産	建物	農機センター
角田市江尻	一般資産	土地、建物	GPセンター
村田町菅生	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の一般資産については、営業収支が2期連続赤字であるまたは使用方法の変更が生じ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸用固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

村田町菅生	101千円（土地 101千円）
蔵王町遠刈田	199千円（土地 199千円）
丸森町丸森（給油所）	173千円（土地 173千円）
蔵王町円田	47千円（土地 47千円）
蔵王町円田	208千円（土地 －千円、建物 208千円）
蔵王町円田	18,322千円（土地 －千円、建物 18,322千円）
蔵王町宮	462千円（土地 462千円）
蔵王町平沢	149千円（土地 149千円）
白石市小原（支所跡地）	

85千円（土地 85千円）
白石市斎川
100千円（土地 100千円）
白石市越河五賀
83千円（土地 83千円）
角田市小坂
83千円（土地 83千円）
角田市島田
328千円（土地 328千円）
丸森町金山（倉庫跡地）
7千円（土地 7千円）
丸森町小斎（支所跡地）
113千円（土地 113千円）
丸森町小斎（倉庫跡地）
5千円（土地 5千円）
丸森町小斎（ライスセンター）
89千円（土地 89千円）
丸森町大内
92千円（土地 92千円）
川崎町前川
893千円（土地 836千円、建物 57千円）
蔵王町円田
57千円（土地 ー千円、建物 57千円）
角田市江尻
8,540千円（土地 192千円、建物 8,347千円）
合 計
30,146千円（土地 3,152千円、建物 26,993千円）

④ 回収可能価額の時価の算定方法

回収可能価額について、使用価値を採用している場合に適用した割引率は1.71%です。それ以外は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定されています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価	735千円
---------	-------

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.05%下落したものと想定した場合には、経済価値が21,941千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	64,686,537	64,492,148	△194,388
有価証券			
満期保有目的の債券	10,327,727	7,954,130	△2,373,597
その他有価証券	9,904	9,904	—
貸出金	41,902,504		
貸倒引当金(*1)	△228,745		
貸倒引当金控除後	41,673,759	40,905,665	△768,093
経済事業未収金	1,888,271		
貸倒引当金(*2)	△49,433		
貸倒引当金控除後	1,838,838	1,838,838	—
資産計	118,536,767	118,536,767	△3,336,080
貯金	124,402,812	124,045,146	△357,666
負債計	124,402,812	124,045,146	△357,666

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	7,956,971

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,686,537	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有 目的の債券	—	—	—	—	1,200,000	9,200,000
その他有価証券 のうち満期があるもの	10,000	—	—	—	—	—
貸出金(*1, 2)	3,102,167	2,488,743	2,378,952	2,147,563	2,012,468	29,618,496
経済事業未収金(*3)	1,837,308	—	—	—	—	—
合 計	69,636,013	2,488,743	2,378,952	2,147,563	3,212,468	38,818,496

(*1) 貸出金のうち、当座貸越441,725千円については「1年以内」に含めています。

- (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等154,113千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (※3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権50,963千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超内	5年超
貯金(※1)	117,846,306	2,682,762	2,070,673	713,362	1,068,265	21,708

- (※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	704,930	706,860	1,929
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	9,622,797	7,247,270	△2,375,527
合 計		10,327,727	7,954,130	△2,373,597

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,904	10,010	△106
	計	9,904	10,010	△106

- (※) 上記の評価差額106千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当ありません。

7 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,427,123千円
勤務費用	70,106千円
利息費用	19,266千円
数理計算上の差異の発生額	46千円
退職給付の支払額	△112,344千円
期末における退職給付債務	1,404,197千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	897,809千円
期待運用収益	8,529千円
数理計算上の差異の発生額	104千円
特定退職共済制度への拠出金	66,186千円
退職給付の支払額	△76,788千円
期末における年金資産	895,840千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,404,197千円
特定退職金共済制度	△895,840千円
未積立退職給付債務	508,357千円
未認識数理計算上の差異	145,001千円
貸借対照表計上額純額	653,358千円
退職給付引当金	653,358千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,106千円
利息費用	19,266千円
期待運用収益	△8,529千円
数理計算上の差異の費用処理額	12,645千円
合 計	93,488千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	71 %
年金保険投資	25 %
現金及び預金	4 %
その他	0 %
合 計	100 %

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.35 %
長期期待運用収益率	0.95 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,810千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、149,718千円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	44,119千円
賞与引当金超過額	22,069千円
役員退職慰労引当金超過額	13,739千円
退職給付引当金超過額	182,701千円
未収収益	14,274千円
減価償却否認額	67,715千円
減損損失	150,948千円
その他	48,942千円
繰延税金資産小計	544,507千円
評価性引当額	△ 476,882千円
繰延税金資産合計 (A)	67,625千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	△ 2,686千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,686千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	64,938千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

法定実効税率	27.46 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.17 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.51 %
住民税均等割等	4.08 %
過年度法人税等追徴税額	8.50 %
評価性引当額の増減	△ 26.67 %
その他	△ 2.71 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.32 %

9 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、柴田町その他の地域において保有する土地、建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,229,410	978,461

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

10 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の丸森地区事業本部構内舗装、旧蔵王漬物・直売センター、槻木支店、やすらぎホールかわさきは、土地所有者との事業用定期借地権契約及び土地賃貸契約を締結しており、賃借期間満了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は11年～34年、割引率は0.75%～1.93%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	17,954千円
新規認識による増加	17,800千円
時の経過による調整額	223千円
期末残高	35,978千円

令和6年度：令和6年4月1日から令和7年3月31日

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
 - a) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - ・肥料、農薬、飼料等については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・農機製品等については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 加工・利用事業棚卸資産
 - ・原材料、仕掛品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産
 - ・個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 建物（建物附属設備を除く）
 - a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
 - b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法
 - c) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法
 - 建物（建物附属設備を除く）以外
 - a) 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
 - b) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法
 - c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- ② 無形固定資産
定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生

している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、10百万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 災害損失引当金

令和7年3月に発生した強風の災害に伴う費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

② 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

エ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

カ 介護事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成・福祉用具販売、貸与等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

キ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた

会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を「JA」が行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しております。

- ④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 52,281千円（繰延税金負債との相殺前）

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があります。実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実行税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 45,668千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 321,461千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準の「貸倒引当金」に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,200,310千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建物	768,130千円
機械装置	282,264千円
車両運搬具	500千円
構築物	146,796千円
器具備品	2,620千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びA T M、自動車、器具・備品等（平成20年3月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は70,865千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は、次のとおりです。

担保に供している資産	
その他の信用事業資産（信用差入保証金）	120千円
定期預金	350千円
担保に係る債務	
町水道事業公金取扱	564千円
市町収納代理公金	6,965千円
上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。	

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額
128,852千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は197,981千円、危険債権額は705千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は198,687千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,745,764千円

③ 同法律第3条3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地

区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
村田町菅生	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
蔵王町遠刈田	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
白石市小原	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市高倉	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町小斎（支所跡地）	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町丸森（給油所）	賃貸用固定資産	土地	業務内固定資産
柴田町船岡	遊休資産	土地、建物	支所跡地
村田町開場（ライスセンター）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
村田町開場（ライスセンター隣地）	遊休資産	土地	ライスセンター隣地
蔵王町宮	遊休資産	土地	倉庫跡地
白石市斎川	遊休資産	土地	支所跡地
白石市越河五賀	遊休資産	土地	支所跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
角田市島田	遊休資産	土地	菌床センター跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町小斎（ライスセンター）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
丸森町丸森（給油所隣地）	遊休資産	土地	給油所隣地
丸森町小斎（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
川崎町川内	一般資産	建物	やすらぎホール
川崎町前川	一般資産	土地	農機センター
白石市福岡	一般資産	建物	農機センター
白石市大平	一般資産	土地	白石介護支援センター
角田市江尻	一般資産	土地、その他	G P センター
角田市角田	一般資産	土地	シンケンファクトリー
角田市佐倉	一般資産	土地	オートパル角田

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の一般資産については、営業収支が2期連続赤字であるまたは使用方法の変更が生じ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

村田町菅生
173千円（土地 173千円）
蔵王町遠刈田
110千円（土地 110千円）
白石市小原
258千円（土地 258千円）
角田市高倉
343千円（土地 343千円）

角田市梶賀
21千円（土地 21千円）
丸森町小斎（支所跡地）
56千円（土地 56千円）
丸森町丸森（給油所）
9,276千円（土地 9,276千円）
柴田町船岡
19,908千円（土地 13,392千円、建物 6,515千円）
村田町関場（ライスセンター）
140千円（土地 140千円）
村田町関場（ライスセンター隣地）
54千円（土地 54千円）
蔵王町宮
300千円（土地 300千円）
白石市斎川
56千円（土地 56千円）
白石市越河五賀
83千円（土地 83千円）
角田市小坂
132千円（土地 132千円）
角田市島田
592千円（土地 592千円）
丸森町大内
76千円（土地 76千円）
丸森町小斎（ライスセンター）
44千円（土地 44千円）
丸森町丸森（給油所隣地）
93千円（土地 93千円）
丸森町小斎（倉庫跡地）
0千円（土地 0千円）
川崎町川内
402千円（土地 -千円、建物 402千円）
川崎町前川
1,402千円（土地 1,402千円）
白石市福岡
1,933千円（土地 -千円、建物 1,933千円）
白石市大平
97千円（土地 97千円）
角田市江尻
1,804千円（土地 590千円、建物 -千円、 その他 1,214千円）
角田市角田
8,117千円（土地 8,117千円）
角田市佐倉
186千円（土地 186千円）
合 計
45,668千円（土地 35,602千円、建物 8,851千円、 その他 1,214千円）

④ 回収可能価額の時価の算定方法

回収可能価額について、使用価値を採用している場合に適用した割引率は1.65%です。それ以外は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定されています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価	264千円
---------	-------

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合におい

て、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合には、経済価値が247,730千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	64,559,474	64,411,820	△147,653
有価証券			
満期保有目的の債券	10,325,958	8,932,030	△1,393,928
その他有価証券	9,860	9,860	－
貸出金	40,293,694		
貸倒引当金(*1)	△256,108		
貸倒引当金控除後	40,037,585	39,799,353	△238,231
経済事業未収金	1,865,548		
貸倒引当金(*2)	△59,215		
貸倒引当金控除後	1,806,332	1,806,332	－
資産計	116,739,211	114,959,397	△1,779,813
貯金	122,639,909	122,410,519	△229,390
負債計	122,639,909	122,410,519	△229,390

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,957,603

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,559,474	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有 目的の債券	-	-	-	-	-	10,400,000
その他の有価証券の うち満期があるもの	-	-	10,000	-	-	-
貸出金(*1, 2)	3,139,528	2,448,497	2,321,204	2,174,134	1,950,948	28,083,185
経済事業未収金(*3)	1,808,826	-	-	-	-	-
合 計	69,507,830	2,458,497	2,321,204	2,174,134	1,950,948	38,483,185

(※1) 貸出金のうち、当座貸越551,146千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等176,194千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権56,721千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超内	5年超
貯金(*1)	116,318,247	2,305,908	2,767,170	320,095	900,866	27,621

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,919,728	3,005,980	86,251
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	7,406,230	5,926,050	△1,480,180
合 計		10,325,958	8,932,030	△1,393,928

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,860	10,020	△160
	計	9,860	10,020	△160

(※) 上記の評価差額160千円が、「その他有価証券評価差

額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当ありません。

7 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,640,506千円
勤務費用	82,480千円
利息費用	-千円
数理計算上の差異の発生額	△166,463千円
退職給付の支払額	△129,399千円
期末における退職給付債務	1,427,123千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	911,475千円
期待運用収益	6,836千円
数理計算上の差異の発生額	93千円
特定退職共済制度への拠出金	65,793千円
退職給付の支払額	△86,389千円
期末における年金資産	897,809千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,427,123千円
特定退職金共済制度	△897,809千円
未積立退職給付債務	529,314千円
未認識数理計算上の差異	132,298千円
貸借対照表計上額純額	661,613千円
退職給付引当金	661,613千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	82,480千円
利息費用	-千円
期待運用収益	△6,836千円
数理計算上の差異の費用処理額	42,076千円
合 計	117,721千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
その他	0%
合 計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構

成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 1.35 % |
| 長期期待運用収益率 | 0.75 % |

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,868千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、183,449千円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	54,484千円
賞与引当金超過額	19,917千円
役員退職慰労引当金超過額	12,135千円
退職給付引当金超過額	184,914千円
未収収益	13,569千円
減価償却否認額	66,614千円
減損損失	175,981千円
その他	30,118千円
繰延税金資産小計	557,732千円
評価性引当額	△ 505,451千円
繰延税金資産合計（A）	52,281千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	△ 2,815千円
繰延税金負債合計（B）	△ 2,815千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	49,465千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、前事業年度の27.46％から28.17％に、令和9年4月1日以降開始する事業年度については、前事業年度の27.23％から27.95％に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は690千円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は11,663千円増加

し、土地再評価差額は同額減少しております。

9 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、柴田町その他の地域において保有する土地、建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
1,118,632	896,050

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

10 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の丸森地区事業本部構内舗装、漬物センター工場、槻木支店、やすらぎホールかわさきは、土地所有者との事業用定期借地権契約及び土地賃貸契約を締結しており、賃借期間満了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は11年～34年、割引率は0.75％～1.93％を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33,404千円
時の経過による調整額	220千円
除去債務の消滅による減少	15,670千円
期末残高	17,954千円

5. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	1,297,373,150	1,347,813,874
2. 剰余金処分額	104,697,400	618,908,342
(1) 利益準備金	20,000,000	35,000,000
(2) 任意積立金	50,000,000	550,000,000
地域農業振興積立金	50,000,000	50,000,000
信用事業基盤強化積立金	—	500,000,000
(3) 出資配当金	34,697,400	33,908,342
3. 次期繰越剰余金	1,192,675,750	728,905,532

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。

令和6年度 1.0%

令和7年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和6年度 配当なし

令和7年度 配当なし

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 5,000,000円

令和7年度 10,000,000円

4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は、次のとおりです。

【施設整備修繕等積立金】

(積立目的) 将来のJA施設の取得・修繕・更新・処分等に伴い発生する費用に充てることを目的とする。

(積立目標額) 300,000,000円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取崩基準) 施設の取得・修繕・更新・処分等に伴い費用が発生した場合に、費用相当額を取崩すことができる。

(残 高) 200,000,000円 (令和8年3月31日現在)

【経営安定化対策積立金】

(積立目的) 組合の健全な経営を図るため、固定資産の減損処理によって発生する損失に備えることを目的とする。

(積立目標額) 1,000,000,000円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取崩基準) 次の基準により、取崩しを行うことができる。

1. 固定資産の減損処理により、当該事業年度で2,000万円を超える費用が発生した場合に2,000万円を超える金額。

2. 災害の発生により施設の修繕等を行い、その修繕・処分に1,000万円を超える費用が発生した場合の費用相当金額。

(残 高) 100,000,000円 (令和8年3月31日現在)

【地域農業振興積立金】

(積立目的) 地域農業の振興及び担い手支援のための費用支出に充当することを目的とする。

(積立目標額) 300,000,000円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取崩基準) その年度において積立金目的事象が発生した場合、当該支出額を限度に取り崩すことができる。

(残 高) 74,840,315円 (令和8年3月31日現在)

【信用事業基盤強化積立金】

(積立目的) 組合の健全な経営を図るため、有価証券の減損処理によって発生する損失に備えることを目的とする。

(積立目標額) 1,000,000,000円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取崩基準) 有価証券の減損処理により、当該事業年度で2,000万円を超える費用が発生した場合に、費用相当額を取り崩すことができる。

(残 高) 0円 (令和8年3月31日現在)

6. 部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,406,271	1,365,672	868,078	3,966,526	1,180,879	25,115	
事業費用 ②	4,431,609	378,571	46,107	3,151,805	771,659	83,466	
事業総利益（①－②） ③	2,974,662	987,100	821,971	814,721	409,220	△ 58,351	
事業管理費計 ④	2,814,806	632,703	597,397	834,412	470,628	279,660	
（うち減価償却費） ⑤	(171,487)	(33,483)	(4,789)	(111,739)	(20,323)	(1,151)	
（うち人件費） ⑤'	(1,913,953)	(411,919)	(454,291)	(509,512)	(312,737)	(225,493)	
※うち共通管理費 ⑥		67,640	55,201	79,291	52,792	13,779	△ 268,706
（うち減価償却費） ⑦		(5,652)	(4,613)	(6,626)	(4,412)	(1,151)	(△ 22,456)
（うち人件費） ⑦'		(44,065)	(35,962)	(51,656)	(34,392)	(8,976)	(△ 175,054)
事業利益（③－④） ⑧	159,855	354,396	224,574	△ 19,691	△ 61,408	△ 338,011	
事業外収益 ⑨	135,393	34,081	27,814	39,952	26,600	6,943	
※うち共通 ⑩		34,081	27,814	39,952	26,600	6,943	△ 135,393
事業外費用 ⑪	104,830	26,388	21,535	30,934	20,595	5,375	
※うち共通 ⑫		26,388	21,535	30,934	20,595	5,375	△ 104,830
経常利益（⑧＋⑨－⑪） ⑬	190,418	362,090	230,852	△ 10,672	△ 55,403	△ 336,444	
特別利益 ⑭	37,000	9,313	7,601	10,918	7,269	1,897	
※うち共通 ⑮		9,313	7,601	10,918	7,269	1,897	△ 37,000
特別損失 ⑯	56,765	14,289	11,661	16,750	11,152	2,910	
※うち共通 ⑰		14,289	11,661	16,750	11,152	2,910	△ 56,765
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯） ⑱	170,654	357,114	226,792	△ 16,505	△ 59,286	△ 337,457	
営農指導事業分配賦額 ⑲		69,547	56,181	168,728	43,000	△ 337,457	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益（⑱－⑲） ⑳	170,654	287,567	170,611	△ 185,233	△ 102,285		

（注1）⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等

- 共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割合
 - 部門職員数割合（人頭割）
 - 事業総利益割合
- 上記3つの割合の総平均で配賦しています。

（2）営農指導事業

- 農業関連事業に50％を配賦
 - 信用事業、共済事業、生活その他事業に50％を配賦
 - ① 共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割合
 - ② 部門職員数割合（人頭割）
 - ③ 事業総利益割合
- 上記3つの割合の総平均で配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

【単位：％】

区 分	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共通管理費等	25.17%	20.54%	29.51%	19.66%	5.12%	100.00%
営農指導事業	20.61%	16.65%	50.00%	12.74%		100.00%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 6 月 17 日

みやぎ仙南農業協同組合

代表理事組合長

舟山 健一 

8. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	6,260	7,561	7,319	7,178	7,406
信用事業収益	1,103	1,060	1,066	1,146	1,365
共済事業収益	977	945	879	868	868
農業関連事業収益	3,997	4,343	4,095	3,799	3,966
その他事業収益	183	1,213	1,279	1,362	1,205
経常利益	208	33	139	139	190
当期剰余金	394	449	95	84	151
当期末処分剰余金	1,256	1,614	1,283	1,297	1,347
出資金	3,756	3,696	3,642	3,586	3,508
出資口数	3,756,073	3,696,076	3,642,000	3,586,267	3,508,339
純資産額	7,630	7,997	8,004	7,999	8,033
総資産額	139,203	140,885	138,806	134,471	136,729
貯金残高	126,120	127,514	125,515	122,639	124,402
貸出金残高	37,081	38,270	39,330	40,293	41,902
有価証券残高	6,909	9,445	10,334	10,335	10,337
剰余金配当金額	36	36	35	34	33
出資配当の金額	36	36	35	34	33
事業利用分量配当の額	－	－	－	－	－
職員数	263人	308人	301人	288人	282人
単体自己資本比率	10.39%	11.47%	11.82%	12.39%	12.29%

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表示しております。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収益	1,035,685	1,242,113	206,428
うち預金利息	465,786	545,186	79,400
うち有価証券利息配当金	118,003	118,168	165
うち貸出金利息	451,894	578,758	126,864
うちその他受入利息	—	0	—
役務取引等収益	91,133	92,336	1,203
その他事業直接収益	—	—	—
その他経常収益	20,043	31,222	11,179
収 益 計	1,146,861	1,365,672	218,811
資金調達費用	78,457	258,074	179,617
うち貯金利息	78,443	258,073	179,630
うち借入金利息	13	1	△ 12
役務取引等費用	23	20	△ 3
その他事業直接費用	—	—	—
その他経常費用	123,201	120,476	△ 2,725
費 用 計	201,682	378,571	176,889
信用事業粗利益	945,178	987,100	41,922
信用事業粗利益率（％）	0.81	0.86	0.05
事業粗利益（全体）	2,837,414	2,905,394	67,980
事業粗利益率（％）	2.11	2.12	0.01
事業純益	△ 293	90,588	90,881
実質事業純益	△ 293	90,588	90,881
コア事業純益	△ 293	90,588	90,881
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	△ 293	90,588	90,881

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
3. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
6. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	117,350,319	1,035,685	0.88	115,410,830	1,242,113	1.08
うち預金	67,207,286	465,786	0.69	63,841,281	545,186	0.85
うち有価証券	10,334,225	118,003	1.14	10,335,984	118,168	1.14
うち貸出金	39,808,808	451,894	1.14	41,233,565	578,758	1.40
資金調達勘定	124,991,476	78,457	0.06	124,623,463	258,074	0.21
うち貯金・定期積金	124,450,108	78,443	0.06	124,623,257	258,073	0.21
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	541,368	13	0.00	206	1	0.49
総資金利ざや	—	—	0.38	—	—	0.42

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増減額
受取利息	1,035,685	1,242,113	206,429
うち貸出金	451,894	578,758	126,864
うち有価証券	118,003	118,168	165
うち預金	465,786	545,186	79,400
うちその他	0	0	0
支払利息	78,457	258,074	179,618
うち貯金・定期積金	78,443	258,073	179,630
うち譲渡性貯金	—	—	—
うち借入金	13	1	△ 12
差 引	957,228	984,039	26,811

- (注) 1. 増減額は、前年度との比較です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	構成比	令和7年度	構成比	増 減
流動性貯金	81,307,165	65.3%	81,883,119	65.7%	575,954
当座貯金	72	0.0%	72	0.0%	－
普通貯金	80,756,936	64.9%	81,364,044	65.3%	607,108
貯蓄貯金	462,468	0.4%	429,509	0.3%	△ 32,959
別段貯金	87,688	0.1%	89,493	0.1%	1,805
定期性貯金	43,142,942	34.7%	42,740,137	34.3%	△ 402,805
定期貯金	42,073,316	33.8%	41,786,435	33.5%	△ 286,881
定期積金	1,069,625	0.9%	953,702	0.8%	△ 115,923
合 計	124,450,108	100.0%	124,623,257	100.0%	173,149

② 定期貯金期末残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	構成比	令和7年度	構成比	増 減
定期貯金	41,418,579	100.00%	41,682,448	100.00%	263,869
うち固定金利定期	41,405,000	99.97%	41,646,000	99.91%	241,000
うち変動金利定期	13,579	0.03%	36,448	0.09%	22,869

- (注) 1. 固定金利定期は、預け入れの時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 2. 変動金利定期は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	—	—	—
証書貸付	38,868,331	40,742,869	1,874,538
当座貸越	588,444	490,696	△ 97,748
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	352,033	—	△ 352,033
合 計	39,808,808	41,233,565	1,424,757

② 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

担 保		令和6年度	令和7年度	増 減
物的担保	貯金等	54,615	50,673	△ 3,942
	有価証券	－	－	－
	動産	－	－	－
	不動産	30,720,408	30,548,787	△ 171,621
	その他担保物	73,378	64,146	△ 9,232
小 計		30,848,401	30,663,606	△ 184,795
保証	農業信用基金協会保証	4,645,619	5,167,525	521,906
	その他保証	4,799,674	6,071,373	1,271,699
	小 計	9,445,293	11,238,898	1,793,605
信用		－	－	－
合 計		40,293,694	41,902,504	1,608,810

③ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

担 保	令和6年度	令和7年度	増 減
国税の徴収猶予・延納の担保又は国・政府関係機関との取引上の担保として行われる保証	45,474	31,081	△ 14,393
合 計	45,474	31,081	△ 14,393

④ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和６年度		令和７年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	9,469,018	23.5%	9,847,088	23.5%	378,070
変動金利貸出	30,824,676	76.5%	32,055,416	76.5%	1,230,740
合 計	40,293,694	100.0%	41,902,504	100.0%	1,608,810

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和６年度		令和７年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	38,117,835	94.6%	39,639,769	94.6%	1,521,934
運転資金	1,571,454	3.9%	1,634,198	3.9%	62,744
その他	604,405	1.5%	628,538	1.5%	24,132
合 計	40,293,694	100.0%	41,902,504	100.0%	1,608,810

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和６年度		令和７年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	4,271,132	10.6%	4,441,665	10.6%	170,534
林業	40,294	0.1%	41,903	0.1%	1,609
製造業	8,582,557	21.3%	8,925,233	21.3%	342,677
鉱業	282,056	0.7%	293,318	0.7%	11,262
建設業	4,351,719	10.8%	4,525,470	10.8%	173,751
電気・ガス・熱供給・水道業	443,231	1.1%	460,928	1.1%	17,697
運輸・通信業	1,813,216	4.5%	1,885,613	4.5%	72,396
卸売・小売業・飲食店	1,249,105	3.1%	1,298,978	3.1%	49,873
金融・保険業	282,056	0.7%	293,318	0.7%	11,262
不動産業	523,818	1.3%	544,733	1.3%	20,915
サービス業	6,849,928	17.0%	7,123,426	17.0%	273,498
地方公共団体	5,278,474	13.1%	5,489,228	13.1%	210,754
その他	6,326,110	15.7%	6,578,693	15.7%	252,583
合 計	40,293,694	100.0%	41,902,504	100.0%	1,608,810

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
	残 高	残 高	
農業	1,904	1,845	△ 59
耕作	777	700	△ 77
野菜・園芸	110	89	△ 21
果樹・樹園農業	47	60	13
工芸作物	1	1	0
養豚・肉牛・酪農	504	531	27
養鶏・養卵	17	10	△ 7
養蚕	0	0	0
その他農業	448	454	6
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,904	1,845	△ 59

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	1,774	1,632	△ 142
農業制度資金	130	213	83
農業近代化資金	78	179	101
その他制度資金	52	34	△ 18
合 計	1,904	1,845	△ 59

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	198	30	15	152	198
	令和7年度	154	9	－	145	154
危険債権	令和6年度	1	－	1	－	1
	令和7年度	33	7	17	9	33
要管理債権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	令和6年度	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	令和6年度	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－
小 計	令和6年度	199	30	16	152	199
	令和7年度	187	16	17	154	187
正常債権	令和6年度	40,118				
	令和7年度	41,744				
合 計	令和6年度	40,317				
	令和7年度	41,931				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	109,903	109,828	－	109,903	109,828	109,828	74,826	－	109,828	74,826
個別貸倒引当金	214,271	211,633	－	214,271	211,633	211,633	218,777	6,009	205,624	218,777
合 計	324,175	321,462	－	324,175	321,462	321,462	293,603	6,009	315,453	293,603

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	－	6,009

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度				令和 7 年度			
	仕 向		被仕向		仕 向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込	45,808	23,729,057	218,641	41,443,443	47,077	23,902,529	218,807	44,311,588
代金取立	－	－	－	－	－	－	－	－
雑為替	3,262	4,803,563	2,502	4,586,716	2,776	9,037,061	2,181	8,817,525
合 計	49,070	28,532,621	221,143	46,030,160	49,853	32,939,591	220,988	53,129,114

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
国債	10,334,225	10,335,984	1,759
地方債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
社債	－	－	－
外国債券	－	－	－
受益証券	－	－	－
合 計	10,334,225	10,335,984	1,759

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

項 目	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度						
国債	—	10,000	—	10,400,000	—	10,410,000
地方債	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
令和 7 年度						
国債	10,000	1,200,000	2,200,000	7,000,000	—	10,410,000
地方債	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：千円)

保有区分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	10,325,958	8,932,030	△ 1,393,928	10,327,727	7,954,130	△ 2,373,597
その他	10,020	9,860	△ 160	10,010	9,904	△ 106
合 計	10,335,978	8,941,890	△ 1,394,088	10,337,737	7,964,034	△ 2,373,703

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めております。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	13,331	112,236,530	13,183	104,643,877
	定期生命共済	660	6,086,700	716	6,578,400
	養老生命共済	5,442	42,475,380	4,587	36,546,115
	うち こども共済	2,088	11,735,900	1,993	10,583,100
	医療共済	12,020	1,409,100	11,967	1,308,900
	がん共済	1,506	241,000	1,836	206,500
	定期医療共済	274	862,200	237	803,400
	介護共済	1,292	1,747,192	1,412	1,965,202
	認知症共済	534		546	
	生活障害共済	419		432	
	特定重度疾病共済	540		594	
	年金共済	4,092	－	4,053	－
	建物更正共済	25,593	328,313,579	25,102	324,059,344
合 計		65,703	493,371,683	64,665	476,111,740

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

共済の種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	12,020	46,305 1,147,075	11,967	37,836 1,356,100
がん共済	1,506	9,401 －	1,836	7,576 65,330
定期医療共済	274	1,359	237	1,176
合 計	13,800	57,066 1,147,075	14,040	46,588 1,421,430

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

共済の種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,292	2,818,986	1,412	3,227,650
認知症共済	534	617,600	546	633,800
生活障害共済（一時金型）	334	1,647,100	343	1,696,500
生活障害共済（定期年金型）	85	84,740	89	89,040
特定重度疾病共済	540	634,500	594	667,900

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

共済の種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,441	1,427,126	3,348	1,342,454
年金開始後	651	340,342	705	379,973
合 計	4,092	1,767,469	4,053	1,722,427

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

共済の種類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,848	20,698,510	25,652	1,880	20,842,370	26,036
自動車共済	19,778		783,720	19,958		825,169
傷害共済	22,341	91,665,100	13,957	20,464	84,413,100	13,121
定額定期生命共済	2	8,000	79	2	8,000	79
賠償責任共済	536		1,635	534		1,652
自賠責共済	5,520		92,849	5,787		97,711
合 計	50,025		917,894	48,625		963,771

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

該当する取引はありません。

② 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度 供給高	令和7年度 供給高
生産資材	肥料	597,386	619,998
	農薬	540,759	525,148
	飼料	2,853,543	2,753,632
	仔畜	9,548	6,921
	農業機械	401,451	426,165
	包装資材	120,031	113,045
	その他資材	300,019	363,282
計		4,822,740	4,808,194
生活物資	一般食品	7,542	8,416
	日用品	1,182	921
	葬祭	925,152	889,399
	自動車	121,434	152,601
計		1,055,312	1,051,340
サービス料	農業機械	41,334	39,163
	葬祭	29,966	26,993
	自動車	52,085	57,873
	計	123,386	124,031
合 計		6,001,439	5,983,566

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		取扱高	うち手数料	取扱高	うち手数料
米 穀	米	4,031,149	157,923	3,749,595	146,366
	麦類	14,584	1,687	11,924	2,720
	豆類・雑穀	74,438	3,590	99,505	4,965
	計	4,120,173	163,201	3,861,024	154,051
園芸特産	いも類	13,203	410	20,348	621
	野菜	587,186	19,833	551,539	19,059
	果物	505,884	13,583	523,166	13,856
	花卉・花木	138,633	3,811	122,808	3,446
	林産物	—	—	534	16
	その他	36,280	1,758	30,696	1,475
	まゆ	1,532	61	564	23
	計	1,282,722	39,458	1,249,655	38,496
畜 産	肉牛	1,879,843	20,730	2,173,773	23,829
	肉豚	6,194	123	4,553	91
	仔牛	621,729	6,217	671,593	6,716
	素牛	700,987	7,009	1,011,883	10,119
	生乳	70,663	706	66,504	665
	鶏卵	—	—	—	—
	食鳥	—	—	—	—
	その他畜産物	218,959	3,120	334,964	4,409
	計	3,498,377	37,908	4,263,270	45,829
合 計		8,901,273	240,568	9,373,949	238,376

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		取扱高	うち手数料	取扱高	うち手数料
米 穀	米	13,475	1,109	605,066	37,686
	計	13,475	1,109	605,066	37,686
合 計		13,475	1,109	605,066	37,686

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保管料	47,251	45,052
	荷役料	25,439	16,636
	その他収益	23,638	22,847
	計	96,329	84,536
費 用	保管材料費	6,366	7,058
	保管労務費	17,340	16,033
	その他費用	20,755	19,928
	計	44,462	43,020
差 引		51,866	41,517

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		金 額	
		令和6年度	令和7年度
育苗センター事業	収益	35,753	35,183
	費用	29,184	33,067
	差引	6,569	2,116
ライスセンター事業	収益	16,163	19,229
	費用	14,421	15,225
	差引	1,742	4,004
共同防除事業	収益	12,275	12,107
	費用	11,298	11,214
	差引	977	892
利用機械事業	収益	7,908	11,116
	費用	5,113	5,098
	差引	2,794	6,018
バイオセンター事業	収益	120	—
	費用	227	—
	差引	△ 107	—
開葯所事業	収益	621	588
	費用	166	179
	差引	454	408
選果場事業	収益	680	884
	費用	848	1,057
	差引	△ 167	△ 173
蔵王梨選果場事業	収益	10,558	12,102
	費用	9,701	10,315
	差引	857	1,786
選花場事業	収益	693	567
	費用	1,035	632
	差引	△ 341	△ 64
レストラン事業	収益	114,602	—
	費用	83,587	—
	差引	31,015	—
堆肥センター事業（農業の館）	収益	29,757	30,616
	費用	27,070	27,199
	差引	2,687	3,416
農業経営支援事業	収益	4,064	5,062
	費用	578	426
	差引	3,485	4,636
カントリーエレベーター事業	収益	33,729	21,552
	費用	17,025	15,587
	差引	16,703	5,965
その他事業	収益	7,793	7,546
	費用	7,295	7,068
	差引	497	478

(5) 加工・介護・その他事業取扱実績

(単位：千円)

項 目			金 額	
			令和6年度	令和7年度
加工事業	加工事業	収益	1,013,054	1,072,160
		費用	939,405	970,948
		差引	73,649	101,212
介護事業	福祉事業	収益	30	150
		費用	204	265
		差引	△ 174	△ 115
	介護保険事業	収益	122,983	110,051
		費用	54,833	52,482
		差引	68,150	57,569
その他事業	農用地利用調整事業	収益	45	2
		費用	38	—
		差引	6	2

(注) 介護事業については、収益及び費用は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(6) 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収入	賦課金	5,503	5,435
	指導補助金	2,874	2,173
	実費収入	8,053	8,689
	家畜診療所	2,728	3,274
	指導雑収入	30,324	30,216
	計	49,483	49,789
支出	営農改善費	23,890	23,705
	生活文化費	653	656
	教育情報費	58,723	57,348
	農政活動費	2,400	2,410
	家畜診療所	2,339	2,831
	指導雑費	27,303	26,631
計		115,311	113,582
差 引		△65,828	△63,793

(注) 収入と支出は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.10 %	0.14 %	0.04 %
資本経常利益率	1.75 %	2.37 %	0.62 %
総資産当期純利益率	0.06 %	0.11 %	0.05 %
資本当期純利益率	1.05 %	1.88 %	0.83 %

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

項 目		令和6年度	令和7年度	増 減
貯貸率	期 末	32.90 %	33.70 %	0.80 %
	期中平均	32.00 %	33.10 %	1.10 %
貯証率	期 末	8.40 %	8.30 %	－ 0.10 %
	期中平均	8.30 %	8.30 %	0.00 %

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. その他経営諸指標

項 目		令和6年度	令和7年度
信用事業	1 職員当り貯金残高	3,519,079千円	4,253,088千円
	1 店舗当り貯金残高	12,263,991千円	12,440,281千円
	1 職員当り貸出金残高	1,729,343千円	2,029,177千円
	1 店舗当り貸出金残高	4,029,369千円	4,190,250千円
共済事業	1 職員当り長期共済保障保有高	6,698,869千円	6,850,529千円
	1 店舗当り長期共済保障保有高	49,337,168千円	47,611,174千円
経済事業	1 職員当り購買品供給高	106,597千円	113,218千円
	1 職員当り販売品販売高	648,345千円	633,588千円

(注) 職員当りの表示は、期末の各事業の専任担当者である常用雇用者数により計算しております。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,961,856	7,000,285
うち、出資金及び資本準備金の額	3,586,267	3,508,339
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,510,756	3,631,196
うち、外部流出予定額 (△)	34,697	33,908
うち、上記以外に該当するものの額	100,469	105,342
うち、優先出資申込証拠金の額	—	—
うち、処分未済持分の額 (△)	100,469	105,342
うち、自己優先出資申込証拠金の額	—	—
うち、自己優先出資の額 (△)	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	109,828	74,826
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	109,828	74,826
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,071,685	7,075,111
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12,590	11,176
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	12,590	11,176
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12,590	11,176

V 自己資本の充実の状況

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,059,094	7,063,935
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,077,428	55,588,160
資産 (オン・バランス) 項目	54,996,110	55,528,210
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
オフ・バランス項目	81,317	59,949
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,868,999	1,869,715
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,946,427	57,457,875
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.39 %	12.29 %

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット		令和6年度			令和7年度		
		エクス ポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	エクス ポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %
現金		900	0	0	903	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		10,354	0	0	10,356	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		4,693	0	0	5,954	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		64,748	12,949	518	64,942	12,989	520
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		732	675	27	1,151	1,105	443
(うち特定貸付債権向け)		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		5,094	2,266	91	2,231	1,631	65
(うちトランザクター向け)		39	18	0	41	18	0
不動産関連向け		24,857	10,878	436	27,095	11,038	441
(うち自己居住用不動産等向け)		18,660	4,418	177	21,166	4,866	194
(うち賃貸用不動産向け)		6,197	6,460	259	5,929	6,172	247
(うち事業用不動産関連向け)		—	—	—	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		396	296	12	367	286	11
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		79	33	1	65	11	—
取立未済手形		9	2	0	7	1	0
信用保証協会等による保証付		4,646	459	18	5,170	509	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
上記以外		16,872	27,519	1,100	17,369	27,996	1,119
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		7,111	17,779	711	7,111	17,779	711

V 自己資本の充実の状況

信用リスクアセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	9,761	9,740	389	10,258	10,217	408
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちS T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(短期S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	-	-	-	-	-	-
	C V A リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	-	-	-	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計 (信用リスク・アセットの額)	133,380	55,077	2,203	133,654	55,588	2,223
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク 相当額の合計額を 8 % で除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク 相当額をの合計額を 8 % で除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リ スク相当額を8 % で 除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リ スク相当額を8 % で 除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %
		1,868		75	1,869		75
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %
		56,946		2,278	57,457		2,298

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,868	1,869
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	75	75
B I	1,245	1,246
B I C	149	149

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本比率額を算出するために必要な掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関エクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別） および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
	国内	133,380	40,455	10,354	475	135,655	42,041	10,356	433
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	133,380	40,455	10,354	475	135,655	42,041	10,356	433
法人	農業	252	252	—	24	274	274	—	18
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	1	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	64,757	—	—	—	64,950	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	665	665	—	—	1,025	1,025	—	—
	日本国政府・地方公共団体	13,997	3,643	10,354	—	15,176	4,820	10,356	—
	上記以外	8,252	1,141	—	—	8,374	1,262	—	—
	個人	34,794	34,753	—	451	34,695	34,660	—	415
	その他	10,662	—	—	—	11,161	—	—	—
業種別残高計		133,380	40,455	10,354	475	135,655	42,041	10,356	433
	1年以下	65,413	664	—		59,775	628	10	
	1年超3年以下	936	926	10		1,045	1,045	—	
	3年超5年以下	1,749	1,749	—		2,809	1,597	1213	
	5年超7年以下	3,580	1,662	1,918		2,327	1,624	703	
	7年超10年以下	3,584	2,572	1,012		4,396	2,889	1,506	
	10年超	39,719	32,306	7,414		40,667	33,743	6,924	
	期限の定めのないもの	18,399	576	—		24,636	515	—	
残存期間別残高計		133,380	40,455	10,354		135,655	42,041	10,356	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	109	109	—	109	109	109	74	—	109	74
個別貸倒引当金	214	211	—	214	211	211	218	6	205	218

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		214	211	—	214	211		211	218	6	205	218	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	31	21	—	31	21	—	21	40	—	21	40	—
	個人	183	190	—	183	190	—	190	178	—	190	178	—
業種別計		214	211	—	214	211	—	211	218	6	205	218	6

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	令和7年度					リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	903,244	－	903,244	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	10,356,139	－	10,356,139	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	5,954,536	－	5,954,536	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	64,942,424	－	64,942,424	－	12,988,554	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1,150,705	4,000	1,130,099	400	1,105,499	98
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,178,299	661,729	2,031,459	94,146	1,649,667	78
（うちトランザクター向け）	45	－	412,700	－	41,270	18,571	45
不動産関連向け	20～150	27,095,056	－	27,038,359	－	11,038,727	41
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	21,166,297	－	21,159,864	－	4,866,307	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	5,928,758	－	5,878,495	－	6,172,420	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	201,845	8,734	201,203	873	286,885	142
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	51,884	－	51,884	－	11,539	22
取立未済手形	20	7,074	－	7,074	－	1,414	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,170,402	－	5,090,795	－	509,079	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	17,329,115	0	17,329,115	0	27,996,791	162
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	7,111,677	－	7,111,677	－	17,779,192	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	250	106	－	106	－	266	251
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	10,217,332	0	10,217,332	0	10,217,332	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	55,588,160	－

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	900,135	－	900,135	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	10,354,380	－	10,354,380	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	4,692,704	－	4,692,704	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	64,747,995	－	64,747,995	－	12,949,669	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	731,616	－	700,125	－	675,125	96
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,970,872	817,353	4,798,571	122,662	2,266,121	46
（うちトランザクター向け）	45	－	393,000	－	39,300	17,685	45
不動産関連向け	20～150	24,857,175	－	24,803,761	－	10,877,784	44
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	18,659,720	－	18,651,572	－	4,417,985	24
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	6,197,455	－	6,152,189	－	6,459,798	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	214,096	6,316	213,757	－	295,616	138
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	69,763	－	69,763	－	33,360	48
取立未済手形	20	8,907	－	8,907	－	1,781	20
信用保証協会等による保証付	0～10	4,646,012	－	4,586,334	－	458,633	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	16,851,819	0	16,851,819	0	27,519,335	163
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,111,677	－	7,111,677	－	17,779,192	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	－	0	－	0	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	9,740,142	0	9,740,142	0	9,740,142	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－						
合計（信用リスク・アセットの額）	－					55,077,428	

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF/信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,356,139	－	－	－	－	0	10,356,139						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	5,954,536	－	－	－	－	－	－	5,954,536					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,942,072	－	100	－	－	－	－	252	64,942,424				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	1,105,499	－	－	25,000	1,130,499			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－						
株式等	－	－	－	－	－	－	－						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,270	1,772,519	294,556	17,260	2,125,605								
（うちトランザクター向け）	41,270	－	－	－	41,270								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	2,412,813	－	－	－	3,120,897	－	－	－	－	－	299,642	15,326,512	21,159,864
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	5,878,495	－	－	5,878,495	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちA D C向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	16,137	－	185,845	94	202,076								
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－	1,297	－	50,587	51,884								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	903,244	－	－	－	0	903,244							
取立未済手形	－	－	7,074	－	0	7,074							
信用保証協会等による保証付	0	5,089,102	0	0	1,693	5,090,795							
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－							

(単位：千円)

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF/信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,354,380	－		－		－		－		0		10,354,380	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－		－	
国際決済銀行等向け	－	－		－		－		－		－		－	
	0%	10%	20%		50%		100%		150%		その他	合計	
我が国の地方公共団体向け	4,692,704	－	－		－		－		－		0	4,692,704	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－		－		－		－		－	－	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－		－		－		－		－	－	
我が国の政府関係機関向け	－	－	－		－		－		－		－	－	
地方三公社向け	－	－	－		－		－		－		－	－	
	0%	20%	30%		50%		100%		150%		その他	合計	
国際開発銀行向け	－	－	－		－		－		－		－	－	
	20%	30%	40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,747,644	－	250		－		－		－		－	101	64,747,995
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－		－		－		－		－	－	－
	10%	15%	20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－		－		－		－		－	－	－
	20%	50%	75%	80%	85%	100%		130%	150%	その他	合計		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	675,125		－	－	25,000	700,125		
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－		
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		
株式等	－		－		－		－		－		－		
	45%			75%			100%			その他		合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,300			1,603,494			480,298			2,798,141		4,921,233	
（うちトランザクター向け）	39,300			－			－			0		39,300	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	2,381,884	－	－	－	3,263,303	－	－	－	－	－	358,368	12,648,017	18,651,572
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	6,152,189	－	－	6,152,189	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－	－	
	60%				その他				合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－				－				
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うちA D C向け	－			－			－			－			
	50%			100%			150%			その他		合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	24,160			3,540			186,527			160		214,387	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－			24,141			－			45,622		69,763	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	900,135		－		－		－		0		900,135		
取立未済手形	－		－		8,907		－		0		8,907		
信用保証協会等による保証付	0		4,584,110		－		0		2,224		4,586,334		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－		

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	106,692,772	-	-	106,437,681	108,433,629	-	-	108,195,813
40%～70%	30,894	393,000	10%	70,194	21,598	412,700	10%	62,868
75%	1,899,140	384,309	21%	1,961,863	2,033,828	221,997	23%	2,072,161
80%	-	0	10%	0	-	-	-	-
85%	-	-	-	-	-	-	-	-
90%～100%	1,182,450	6,571	10%	1,183,106	1,401,298	4,400	10%	1,401,353
105%～130%	6,197,455	-	-	6,152,189	5,928,758	-	-	5,878,495
150%	186,133	5,066	10%	186,527	185,186	8,725	10%	185,845
250%	-	-	-	-	-	-	-	-
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4,814	34,721	10%	8,166	7,312	26,640	10%	6,102
合計	116,193,661	823,669	15%	115,999,729	118,011,612	674,463	14%	117,802,640

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

○信用リスク削減手法

自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなどして信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、適格金融資産担保、保証、貸出金と自組合貯金の相殺を適用しています。

○適格金融資産担保付取引

エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自組合貯金の相殺

①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金を、いずれの時点においても特定することができること。

③自組合貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

上記条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	25	—	25	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	2,783	6	6
自己居住用不動産等向け	—	15,024	—	17,730
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	45	—	50
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	31	17,852	31	17,786

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針および手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

◆ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◆ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非上場	7,957	7,957	7,957	7,957
合 計	7,957	7,957	7,957	7,957

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

① リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

② リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

① 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△ E V Eおよび△ N I I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ②金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ E V Eおよび△ N I Iと大きく異なる点）
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	725	547	33	68
2	下方パラレルシフト	0	0	3	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,011	852		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	281	251		
7	最 大 値	1,011	852	33	68
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	7,059		7,063	

- (注) 1. 「△ E V E」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。
 2. 「△ N I I」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことです。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことです。

2. 役員構成

◆ 役員の氏名及び役職等

令和8年6月30日現在

区 分			氏 名
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	
代表理事組合長	常 勤	有	渡 邊 俊 博
代表理事専務	〃	有	佐 藤 文 雄
常 務 理 事	〃	無	佐 藤 隆 志
〃	〃	〃	高 橋 隆 一
〃	〃	〃	二 瓶 正 幸
筆 頭 理 事	非常勤	〃	大 沼 耕 一
理 事	〃	〃	高 橋 美 幸
〃	〃	〃	藤 枝 磨
〃	〃	〃	櫻 中 幸 男
〃	〃	〃	角 田 真由美
〃	〃	〃	佐 藤 宗 男
〃	〃	〃	高 橋 和 也
〃	〃	〃	大 槻 謙 喜
〃	〃	〃	我 妻 敬一郎

区 分			氏 名
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	
理 事	非常勤	無	加 茂 太
〃	〃	〃	柴 崎 武 郎
〃	〃	〃	齋 藤 仁
〃	〃	〃	穴 戸 信
〃	〃	〃	小 野 祐 子
〃	〃	〃	鈴 木 麻凌子
〃	〃	〃	門 馬 希 道
代 表 監 事	〃	〃	仙 石 利 幸
監 事	〃	〃	舟 山 みさ子
〃	〃	〃	佐 藤 勝 浩
常 任 監 事	常 勤	〃	齋 藤 洋 二
理 事（うち女性）	21人（うち3人）		
監 事（うち女性）	4人（うち1人）		
合 計（うち女性）	25人（うち4人）		

3. 会計監査人の名称

令和8年6月現在

名 称	所 在 地
みのり監査法人	東京都港区芝5丁目29番11号

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正組合員	14,808	14,314	△ 494
個 人	14,740	14,243	△ 497
法 人	68	71	3
准組合員	12,011	12,027	16
個 人	11,607	11,627	20
法 人	404	400	△ 4
合 計	26,819	26,341	△ 478

5. 組合員組織の状況

令和8年3月31日現在

組 織 名	構成員数（人）
農家組合	26,341
青年部	215
女性部	880
うちフレッシュミズ	33
米穀関連部会	1,521
園芸特産関連部会	1,237
畜産関連部会	590
その他の部会等	804

(注) 当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

区 分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者	農林中央金庫	東京都千代田区大手町1-2-1	仙台市青葉区上杉1-2-16

7. 地区一覧

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町を区域としています。

当ＪＡは宮城県南部に位置しており、地域一帯を「仙南地域」と呼称します。



8. JAみやぎ仙南のあゆみ

平成10年 (1998年)	4月1日	「みやぎ仙南農業協同組合」誕生、組合長 平間誠太郎氏、専務 我妻武氏 就任
	21日	女性部設立(4,877名) 初代部長 面川玲子氏就任
	6月1日	旅行センターオープン
	10日	臨時総会を開催(加工連承継)
	19日	宮支店新装オープン
	7月30日	Aコープ川崎店改装オープン
	8月1日	仙南農産加工連の権利義務承継
平成11年 (1999年)	4月18日	青年部設立(437名) 初代部長 平間信一氏就任
	6月23日	ニュースタートプラン21(経営健全化基本計画)を決議(支店再編を盛込む)
	8月9日	蔵王梨選果場が落成
	20日	合併1周年記念事業(加藤登紀子コンサート)開催
平成12年 (2000年)	9月8日	丸森農業倉庫が落成
	1月1日	株式会社加工連発足
	3月21日	介護支援センターオープン
	4月1日	生産渉外32名、生活渉外33名体制でスタート
	7月1日	生産資材の店 あぐりハウスオープン(年中無休)
	10日	蔵王食材宅配センターオープン出発式
	24日	白石食材宅配センターオープン出発式
平成13年 (2001年)	11月1日	イントラネット「スターオフィス」スタート(PC 85台)
	12月25日	証券投資信託の取扱開始
平成14年 (2002年)	4月2日	葬祭センターオープン開所式
平成15年 (2003年)	2月18日	14支店の再編に係る継承支店業務スタート(14支店に支店長1名配置) (41支店を27支店に再編)
	3月6日	シンケンファクトリーがリニューアルオープン
平成16年 (2004年)	1月31日	ふれあい支店閉所式(～3月29日)
	5月1日	白石支店が大平に移転(白石事業所サービスカウンター開設)
	7月8日	合併5周年記念式典を開催
	11月3日	合併5周年記念キャンペーン「韓国旅行」(～6日、37名参加)
	13日	葬祭会館「やすらぎホールあぶくま」が落成
平成17年 (2005年)	26日	合併5周年記念キャンペーン「北陸の旅」(～28日、70名参加)
	2月13日	滝沢ハム(株)とのハム工場棟賃貸借契約調印式
	15日	合併5周年記念食農シンポジウム開催(163名参加)
	5月6日	県下統一経済・管理システム開通式
	6月1日	JA仙南流通センター稼働(JA全農へ生産資材配送業務委託)
	11月13日	JAオートパル角田リニューアルオープン
平成18年 (2006年)	12月7日	七ヶ宿支店が落成
	1月4日	JA STEM運用開始
	4月1日	(株)ジェイエイ仙南サービス発足
平成19年 (2007年)	21日	(株)ジェイエイ仙南サービス設立記念式典・祝賀会

平成18年 (2006年)	2月10日	葬祭会館「やすらぎホールしばた」が落成
	4月1日	産直畜産事業（肉豚、鶏卵、食鳥）を㈱加工連へ事業移管
	10月1日	㈱ジェイエイ仙南サービスに自動車・燃料住設事業を移管
平成19年 (2007年)	1月15日	第二次支店再編を実施（16支店を有人機械化店舗に再編）
	19日	丸森総合支店金融店舗が落成
	3月15日	角田総合支店が落成
平成20年 (2008年)	3月1日	営農経済センターを東部営農センター、西部営農センターの2拠点に集約
	4月1日	納豆センターを㈱加工連へ事業移管
	7月3日	合併10周年記念「ササニシキ賞：山梨・信州2泊3日の旅」（～5日）
	9日	合併10周年記念「ひとめぼれ賞：韓国4日間の旅」（～12日）
	9月29日	ISO14001認証取得
	11月19日	ＪＡみやぎ仙南合併10周年記念式典
平成21年 (2009年)	4月1日	介護支援センターを㈱ジェイエイ仙南サービスへ事業移管
	8月5日	白石セルフ給油所が落成
	12月16日	柴田セルフ給油所が落成
平成22年 (2010年)	11月29日	村田支店が落成
平成23年 (2011年)	3月11日	東北地方太平洋沖地震発生（午後2時46分）
	11日	東北地方太平洋沖地震ＪＡみやぎ仙南災害対策本部設置
	5月2日	東日本大震災復興対策本部設置
	7月29日	蔵王漬物センターが落成
	8月4日	角田セルフ給油所が落成
平成24年 (2012年)	10月30日	葬祭会館「やすらぎホールかわさき」が落成
平成26年 (2014年)	1月21日	白石地区事業本部新事務所開所式
	11月4日	ＪＡみやぎ仙南 ＴＡＣ設立・進発式
平成27年 (2015年)	10月27日	角田農業倉庫が落成
平成28年 (2016年)	4月1日	支所業務を地区営農センターに統合
	7月15日	蔵王支店が落成
平成29年 (2017年)	2月9日	丸森支店が落成
	4月3日	地区営農センター業務を生産販売部に集約
	6月12日	葬祭会館「やすらぎホールしろいし蔵王」が落成
平成30年 (2018年)	3月1日	合併20周年記念旅行「長崎県軍艦島と五島列島」（～3日）
	16日	槻木支店が落成
	7月27日	ＪＡみやぎ仙南合併20周年記念式典
平成31年 (2019年)	2月7日	第61回全国家の光大会 第69回「家の光文化賞」受賞
	28日	合併20周年記念旅行「久米島・石垣島」（～2日）
	3月20日	家の光文化賞報告会
	4月1日	㈱加工連の全事業の譲受け

令和元年 (2019年)	8月30日	村田地区事業本部改築
	10月11日	台風19号対策本部設置
	12日	台風19号（令和元年東日本台風）発生
	13日	台風19号災害対策本部設置
	28日	白石支店が落成
令和2年 (2020年)	1月14日	ＪＡぎふとの友好ＪＡ協定締結
	2月26日	ＪＡみやぎ仙南グループ新型コロナウイルス対策本部設置
	6月12日	白石農機センターが落成
令和3年 (2021年)	3月3日	農業倉庫が落成
	9月2日	北郷倉庫が落成
	5日	カントリーエレベーターが落成
令和4年 (2022年)	4月1日	㈱ジェイエイ仙南サービスの事業の譲受け
令和5年 (2023年)	11月16日	あぐりハウス丸森が落成
令和8年 (2026年)	4月15日	あぐりハウス蔵王が落成

9. 店舗等のご案内

◆事務所の所在地及びATM設置状況

ATMにてJAバンクのキャッシュカードをご利用のお客様は、入出金・残高照会を終日手数料無料でご利用いただけます。

令和8年7月1日現在

名 称		所在地・電話番号	ATM設置台数・取扱時間	
本店	管理本部	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 (代)0224-55-1111	—	
	金融共済事業本部	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 0224-55-1288	—	
	金融部（本店営業課）	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 0224-55-1586	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
	営農経済事業本部	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 0224-55-1870	—	
柴田地区事業本部	槻木支店	柴田郡柴田町槻木上町二丁目1-15 0224-56-1211	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
	大河原支店	柴田郡大河原町字中島町3-7 0224-53-1560	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
村田地区事業本部	村田支店	柴田郡村田町大字村田字押切107 0224-83-2221	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
川崎地区事業本部	川崎支店	柴田郡川崎町大字前川字裏丁181 0224-84-2220	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
蔵王地区事業本部	蔵王支店	刈田郡蔵王町大字円田字西浦上1-1 0224-33-2111	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
白石地区事業本部	白石支店	白石市福岡長袋字八斗蒔1 0224-25-1487	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
	七ヶ宿支店	刈田郡七ヶ宿町字関134 0224-37-2101	—	
角田地区事業本部	角田支店	角田市角田字町29 0224-63-3140	2台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
丸森地区事業本部	丸森支店	伊具郡丸森町字除25-1 0224-72-1204	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00

◆店外ATM

名 称	所 在 地	ATM設置台数・取扱時間	
あぐりハウス蔵王	刈田郡蔵王町大字円田白山前8	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
旧大平支所	白石市大平中目字ハツ森脇31	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
角田総合センター	角田市佐倉字宮谷地1	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
角田市役所	角田市角田字大坊41	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
大内直売所	伊具郡丸森町大内字町西	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
道の駅かくだ (ローソン銀行提携ATM)	角田市枝野字北島81-1	1台	4月~10月 9:00~17:30 11月~3月 9:00~17:00

(注) 他金融機関とのATM提携については、JAみやぎ仙南のホームページをご覧ください。



槻木支店



大河原支店



村田支店



川崎支店



蔵王支店



白石支店



七ヶ宿支店



角田支店



丸森支店

法定開示項目掲載ページ一覧

<農業協同組合施行規則第204条に基づく開示項目>

開 示 項 目	ページ
◆組合の概況及び組織に関する事項	
◇業務の運営の組織	94
◇理事、経営管理委員及び監事の氏名の及び役職名	95
◇会計監査人の名称	95
◇事務所の名称及び所在地	100
◇特定信用事業代理業者に関する事項	96
◆組合の主要な業務の内容	
◇組合の主要な業務の内容	25～37
◆組合の主要な業務に関する事項	
◇直近の事業年度における事業の概況	6～13
◇直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	60
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	60
・経常利益又は経常損失	60
・当期剰余金又は当期損失金	60
・出資金及び出資口数	60
・純資産額	60
・総資産額	60
・貯金等残高	60
・貸出金残高	60
・有価証券残高	60
・単体自己資本比率	60
・剰余金の配当の金額	60
・職員数	60
◇直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	60～76
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	61
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	61
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	62
・受取利息及び支払利息の増減	62
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	76
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	76
貯金に関する指標	63
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	63
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	63
貸出金等に関する指標	64～68
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	64
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	65
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	64
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	65
・主要な農業関係の貸出実績	66
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	65
・貯金率の期末値及び期中平均値	76
有価証券に関する指標	68～69
・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	68
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	69

開 示 項 目	ページ
・ 有価証券の種類別の平均残高	68
・ 貯証率の期末値及び期中平均値	76
◆組合の業務の運営に関する事項	
◇リスク管理の体制	16～17
◇法令遵守の体制	17～18
◇中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14～15
◇金融A D R制度への対応（苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）	18～19
◆組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	38～56
◇債券のうち次に掲げるものの額及びその合計額	67
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 三月以上延滞債権	
・ 貸出条件緩和債権	
・ 正常債権	
◇元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	67
◇自己資本の充実の状況	24、77～93
◇次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	69
・ 有価証券	
・ 金銭の信託	
・ デリバティブ取引	
・ 金融等デリバティブ取引	
・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
◇貸出金償却の額	68
◇法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査	59

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

開 示 項 目	ページ
◇自己資本の構成に関する事項	77～78
◇定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	24
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	24
・ 信用リスクに関する事項	16、81～88
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	88
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	89
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	89
・ C V Aリスクに関する事項	89
・ マーケット・リスクに関する事項	90
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	17、90
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	91
・ 金利リスクに関する事項	92～93
◇定量的開示事項	
・ 自己資本の充実度に関する事項	79～81
・ 信用リスクに関する事項	16、81～88
・ 信用リスク削減手法に関する事項	88～89
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	89
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	89
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	91
・ 金利リスクに関する事項	92～93

用語の説明（50音順）

E-SHOP（いーしょっぷ）

春資材の予約注文をパソコンやスマートフォン、タブレットから24時間いつでもどこでも注文できるインターネット購買の名称。

SDGs（えすでいーじーず）

Sustainable Development Goals。

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。（引用：外務省HP）

JA（えるえー）

ライフアドバイザーの略。組合員・利用者の皆さまとJAを繋ぐパイプ役として、共済に関するさまざまな相談にお応えするとともに、各種ご提案やアドバイス活動を行う渉外担当者の名称。

くらしの活動

組合員や地域住民が、くらしの中での様々な思いやニーズを実現していくために行う自主的な活動に対して、JAが食農教育や高齢者生活支援、その他JAの総合事業が持つ地域のライフライン機能を生かして様々な面からサポートし、またJA自らも取り組んでいく活動。

サプライチェーン

商品が消費者に届くまでの原料・資材調達から生産、物流、販売といった一連の流れ。

3Q活動（さんきゅーかつどう）

アフターフォロー・推進・契約保全が一体となった活動で、対面による3Q訪問と3Qコール・オンライン面談等を活用した非対面による活動。組合員・利用者のみなさまに共済事業へのご理解・ご協力に感謝（ありがとう（サンキュウ））を申し上げるとともに、近況確認等の3つの質問（Q）をさせていただく活動の総称。

自己改革実践サイクル

自己改革の実践・進捗確認を行うための仕組みのこと。対話・取り組み・評価を循環させていくもの。

主要11品目

自己改革工程表等に掲げている主要11品目は、次の品目を示している。①ねぎ②玉ねぎ③ブロッコリー④いちご⑤そら豆⑥きゅうり・もろきゅうり⑦トマト（無加温）⑧つるむらさき⑨梨⑩花卉（菊、小菊、トルコ等）⑪生協産直（野菜）のこと。

JA版3線モデル

効果的かつ効率的なリスク管理を実現するための取り組み。JA組織内での役割・責任の明確化に向け、1線：業務執行部署、2線：リスク管理部署、3線：内部監査部署として定めている。

スマイルサポーター

組合員・利用者のみなさまからの共済に関するさまざまな各種お手続きや共済金のご請求、保障の相談などについて、窓口を中心に対応を行う窓口担当者の名称。

仙台牛格付率

上位等級におけるA5・B5率のこと。

全農生販マッチング事業

園芸作物振興強化のために新たに作付けする作物や、現在生産している作物の面積を拡大するために経費の一部を助成する。

地区営農ビジョン

地域農業の将来を見据えた目標・構想。

内部統制システム

JAが健全な経営を行うため、①業務の有効性および効率性②財務報告の信頼性③法令等の遵守④資産の保全を目的に構築する仕組み。

マネー・ローンダリング

犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為。（引用：金融庁HP）

マーケットイン

消費者や実需者の需要や要望に応じて生産・供給を行うこと。

Z-GIS（ぜっとじーあいえす）

JA全農が提供するクラウド型の営農管理システムで、圃場（農地）の情報を地図と結びつけて見える化し、農作業の効率化を助けるツール。





SNS と HP

JAの活動や仙南の農業・魅力を
発信しています!!

LINE 公式アカウント
はじめました!



友達登録
募集集中



JAみやぎ仙南
ホームページ



フォロー&いいね! お待ちしております



みやぎ仙南農業協同組合／本店
宮城県柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3
TEL 0224-55-1111 FAX 0224-55-1115
URL <https://www.ja-miyagisennan.jp>



2026
DISCLOSURE